

## 会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成26年3月5日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	藤田尚美君
2番	秋山泉君
3番	尾野政子君
4番	村松昇平君
5番	市川圭一君
6番	小松崎伸君
7番	山越守君
8番	沼田和利君
9番	諸橋太一郎君
10番	宮崎智君
11番	杉森弘之君
12番	須藤京子君
13番	黒木のぶ子君
14番	板倉香君
15番	柳井哲也君
16番	中根利兵衛君
17番	田中道治君
18番	石原幸雄君
19番	板倉宏君
20番	遠藤憲子君
21番	鈴木かずみ君
22番	利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環境経済部長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	益 子 政 一 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
市長公室次長兼 人材育成課長	藤 田 聡 君
総務部次長兼 監 理 課 長	中 山 弘 晶 君
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長兼 医療年金課長	藤 田 幸 男 君
環境経済部次長	八 島 敏 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	山 岡 康 秀 君
教育委員会次長兼 教育総務課長	中 澤 勇 仁 君

## 1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
書 記	中 根 敏 美 君

書 記 飯 田 晴 男 君

# 平成26年第1回牛久市議会定例会

議事日程第3号

平成26年3月5日(水) 午前10時開議

日程第 1. 一般質問

---

午前10時00分開議

○議長(山越 守君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

---

一般質問

○議長(山越 守君) 初めに、13番黒木のぶ子君。

[13番黒木のぶ子君登壇]

○13番(黒木のぶ子君) 皆様、おはようございます。

会派は、市民クラブ民主党の黒木のぶ子です。

東日本大震災から、はや3年を迎えようとしておりますが、このところ豪雨や大雪によっての災害も多発し、加えて日本の気象環境では余り考えることのなかった竜巻なども自然災害の一つとしてしっかりと位置づける必要があります。もし、不幸にして災害に遭われてしまったときの対応を明確にしておくことが、市民の安心につながるものと考えるところです。天災は防ぎようがないのは言うまでもありませんが、防災・減災をしっかりと図ることで災害を最小限とすることが可能であるとして、牛久市も地域防災計画を作成されたわけです。この中で1つ気になりますことは、地震編となっているところですが、自然災害全般の防災計画として理解をして質問を進めていきたいと思っております。

竜巻については、御存じのように昨年の9月2日に野田市や越谷市、そして松伏町が竜巻の被害に遭い、64人が負傷し、2,100棟以上の建物が全半壊したことは、記憶に新しいものと思われまます。

こうした自然災害に対して、居住している家が全壊の場合、被災者の生活を立て直すため国の法律を被災者生活再建支援法として1995年の阪神淡路大震災から制定しているのですが、この法律の支援の適用条件が厳しく、適用されるのは全壊した世帯数が10世帯以上であること、しかも市町村ごとのカウントであり、全壊が5世帯以上なければ適用されないと大変ハー

ドルが高く、例えば昨年発生した竜巻でも、越谷市は適用条件を満たしたので全壊世帯に被災者生活再建支援法により300万円の支援があり、同じ竜巻によって被害に遭った野田市と松伏町は、それぞれの全壊世帯が1棟だけだったので国の支援の対象外とされたわけです。同様に、24年の5月に関東地方でも発生した竜巻、この被害はつくば市には採用されたが、栃木県真岡市などが対象外とされたのです。このようなことから、野田市と松伏町では、国と同様の支援を独自に決め生活の再建の支援をするそうですが、牛久市地域防災計画の地震災害対策計画の中では、全壊住宅5世帯以上の被害が発生した場合支援法を適用するとしておりますが、1世帯だけが全壊の場合支援の対象外とされるのか、対象外とするならやはり野田市や松伏町のように牛久市でも独自に救済することが必要ではないのかと考えるところです。執行部はこのことに関してどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

数年前、牛久市でも竜巻が発生しており、家が全壊ということは免れましたが、災害によって家が住めなくなった場合、どのような救済をしたのかをお尋ねしたいと思います。

埼玉県では、これまで被災者には原則公営住宅を提供していたとのことですが、ことし4月から避難生活への支援の拡充策として、民間住宅に入居する場合には、高齢者やバリアフリーの住環境が必要な障害者などに限り、1年間を限度として1世帯当たり最大6万円の家賃補助をするそうですが、牛久市の場合にはどのように避難生活を支援するのか、誰も好き好んで災害を許容するわけではありませんが、このように大変な場合の市民への具体的な支援について、あればお尋ねいたします。

そして、竜巻の防災教育ですが、昨年の9月の竜巻で被害が大きかった越谷市で、熊谷气象台が市内5校の小学3年生から中学3年生までの生徒を対象に聞き取り調査を行いました。その結果、当初子供たちは身を守るために何をすればよいのかわからなかったと、42.6%が答えております。牛久市でも竜巻の危険性について、一人一人が命を守るように防災教育が必要かと考えますので、このことについての御所見をお尋ねいたします。

次に、農薬の低減化について質問したいと思います。

冷凍食品の農薬混入事件に端を発して、農薬の毒性を共通課題として見直していかなければならないと考えているところです。今回の毒性について問題とする農薬は、1990年代に有機リン系農薬から取ってかわり、農協が安価で効力があるため労力のかからない農薬として推奨し、大量に散布されているネオニコチノイド系農薬です。ネオニコチノイド系農薬については7種類あり、日本は余り農薬を使わないとされておりましたが、世界的には農薬使用量について言えば、2006年時のデータですが、1ヘクタール当たりの農薬の使用は韓国が断トツで1番で、2番が日本です。3番はオランダとされておりますが、しかしオランダの場合には食べ物には一切使用せず、花木類を中心に使用しているとのこと。しかも、日本のネオニ

コチノイド系農薬の残留基準は欧米より緩い基準値で、アメリカの10倍、欧州の100倍となっているにもかかわらず、日本の厚生労働省では食品の残留農薬基準を大幅に緩和しようとしているのです。このようなことから、皆さんの健康に対し留意しますと、農薬に限ったことではありませんが、政治って誰のためにどこを向いているのかと疑問を呈したくなるのは私だけではないと考えます。既に欧州では、食品安全機関で農薬残留が日本の100分の1なのに子供の脳の発達に害があるとして、3種類のニコチノイド系農薬の使用を禁止したと言われます。それなのに日本では、低毒性であると至るところで大量に散布し、この10年で3倍の出荷量となっているのです。問題なのは、このネオニコチノイド系農薬は、水溶性なので作物に吸収され、洗っても落とせない浸透性であること。しかも地中に1年以上残留する残効性もあり、ネオニコチノイド系農薬は、農薬ばかりでなく家庭用の殺虫剤やペットのノミ取り、シロアリ駆除にも使用され、防虫剤として洗剤などにも広く使用されているのが現状であります。その結果、土壌や河川を汚染し、病害虫だけ殺すのではなく、多様な生き物にも影響しているのです。だから生き物の個体数が減少し、食物連鎖ができなくなり、ミツバチの大量死だけでなくトンボ、セミ、キリギリスなどの昆虫などその他の生物も減少し、絶滅し、多様性が失われ、世界的に生態系に異変が起きているとし、警鐘を鳴らされているのです。

これは、ただ単に憶測との話ではなく、多くの研究論文などで指摘され危惧されております。このようなことは昆虫ばかりではなく、毒性の具体的事例として、北海道の空知で通常の200倍以上の濃度のネオニコチノイド系の農薬を松くい虫駆除のため散布した結果、2日後には海岸に大量のフナ虫の死骸があり、昆虫もツバメもいなくなり、付近の牛が流産するようになったとのことです。また、人体への被害の実態として、医師たちも農薬が散布された直後に患者が多くなり、ネオニコチノイド系殺虫剤が原因と思われる頭痛、吐き気、目まい、物忘れなどの症状とともに、中毒者には神経への毒性とみられる動悸、手の震え、物忘れ、鬱、焦燥感等のほか、免疫系の異常によるものと考えられる症状もあり、またぜんそく、じんま疹などのアレルギー性疾患、皮膚、心筋症などの症状が多く見られると東京女子医科大学東医療センターの平久美子医師が詳細な因果関係を示唆する報告を発表され注目されているところです。

また、難病とされるパーキンソン病やアルツハイマー病は、農薬により潜在的リスク要因がふえるとされ、子供たちも発達の時期に影響されると注意欠陥多動障害ADHDのリスクが2倍高くなると、2010年ハーバード大学の研究者も報告しております。

このように、原因不明の病気の数々は、農薬と疫学研究などで深い関連が示唆されております。これらのことを踏まえ、子供たちのパンの食材を提供するグリーンファームにおいて、ネオニコチノイド系農薬は使わないこと。また、スローシティとスローフードの考え方として、前の東海村の村長の村上達也さんの、脱原発と経済をはかりにかけることは危うい風潮として

捉え、金で換算できない価値を見出していかなければならないし、経済成長で本当に生活が豊かになるのかとの考えのように、本当の豊かさの根本は、質のよい素材の生産地として、農薬を使わず、安全で健康によく、大量生産の商業ベースではなく手づくりのおいしい有機農業を営むことで、チョウチョウやトンボがいっぱい飛び交い、田んぼにはタニシやザリガニ、ドジョウも住んでいる、そんな昔の自然のイメージをスローシティとスローフードの考えが共鳴するまちづくりを市としてのスローガンに、そしてネオニコチノイド系農薬を使用する農業から脱却した生産者に対しては補助金を出し、安全な作物はよそとの差別化を図り付加価値をつけていくというような考えに対し、執行部としてどのように考えるのかお尋ねいたします。

また、12月議会で同僚議員が同じような質問をしましたところ、環境経済部長は農薬の使用に対し適切な使用について啓発すると答弁されておりましたが、そろそろ農家が始動する季節です。ネオニコチノイド系農薬の適正使用をどのように指導されたかをあわせてお尋ねいたします。

最後に、観光者の利便性と超高齢化社会への整備と配慮について質問をしたいと思います。

マスコミの報道では、日本を訪れる観光者が震災前とほぼ同じになったと言われており、牛久市でも外国人旅行者に会うようになりましたが、その場合、駅周辺の案内がはっきりしていないので旅行者が戸惑っていると市民から寄せられております。旅行者が病院の送迎バスに乗っていたのでどこまで行くのかと伺いましたら、大仏までということなのでその行き方を説明してあげたとか、また入国管理センターまで案内してあげたとの声が寄せられているわけです。牛久市を電車で訪れる観光者は外国人ばかりでなく、初めて訪れる日本人にとっても案内表記がなければ大変困るわけであります。案内表記こそ大切な道しるべであることは言うまでもありません。例えば牛久市民であっても、入国管理センターがどこにあるのか、どこ行きのバスに乗ればいいのか、直接かかわる施設ではないことから、地元住民以外の方々はほぼ知らないと考えます。当然、入国管理センターの牛久駅の案内は、ローマ字表記ではなく日本語と英語の表記が必要になるでしょう。国も観光立国を宣言しておきながら、やっとローマ字から英語で表記するようです。

このように社会環境の変化に対応するという意味では、高齢社会へのハード面とソフト面に対しても細やかな配慮をしていかなければならないと考えます。その一つとして、待ち人を待たため駅改札口を見つめて立っている高齢者をたびたび見かけるわけですが、そんなときここにベンチがあればとの考えで、同様の質問を23年3月議会に質問したのですが、3年たった今、同じように質問をしなければなりません。これらベンチの設置に加え、改札出口からすぐ目につく場所に観光名所や公の施設等の案内板、その横に虫眼鏡を用いずともよくわかる場所の時刻表などがあれば利便性があると考えます。これらのことに対し、執行部の考えを

お尋ねいたします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 黒木議員の御質問にお答えします。

まず、観光者の利便性と超高齢化社会への整備と配慮についてということでございますが、牛久駅周辺のハード面の整備について、平成23年第1回定例会で回答した内容について現在の進捗状況を御説明いたします。

牛久駅周辺の活性化につきましては、牛久駅西口では平成23年度から平成24年度にかけて、エスカードホール・スタジオの再整備を実施するとともに、平成25年度には4月のエスカードプラザの開設を初め1階の保育園を2月に開設するなど、公共施設の集約により市民交流や情報発信の拠点となるよう整備が図られています。

また、牛久駅東口については、シャトーカミヤを中心とした回遊性のある空間の段階的な整備の第一段階として、来訪者を迎え交流の拠点となる駅前にふさわしい顔づくりを目的に駅前広場の再整備を開始しております。

駅は牛久市の顔であるとともに、地域生活圏と中心市街地を結ぶ交通結節点であるため、少子超高齢社会にも対応した、人にも環境にも優しい交通ネットワークの拠点として、交通弱者に十分配慮したバリアフリー化や動線の見直しなどを図るべく整備を進めております。

駅周辺の整備の中では、駅の利用者のみならず、駅周辺のさまざまな施設を訪れる人々のつながりを生み出し、その結果として人と人との交流が活発になるような施設の配置も検討しており、かっぱ号を含めたバス停へのベンチや案内表示板の設置も計画されております。

次に、高齢者を初めとする全ての市民の移動手段の検討としては、牛久市地域公共交通連携計画を平成23年3月に策定し、市民の代表や関係機関、行政による公共交通会議を立ち上げ、その中でコミュニティーバスかっぱ号の再編やデマンド交通の検討など、将来を見据えた交通弱者に配慮した対策を進めております。

案内サインに関しましては、デザインや大きさ、設置方法などを統一し、地域によってテーマとなる色彩を指定した牛久市公共サインガイドラインを平成24年3月に策定いたしました。本ガイドラインに基づき、休憩施設や公共交通及び駅周辺の案内表示板を牛久駅東口の再整備を機に、更新等の時期に合わせて順次整備する計画であり、外国人も含めた牛久を訪れるさまざまな方々にとってわかりやすい案内サインとなる予定であります。

なお、JR東日本や関東鉄道株式会社等、公共交通機関への働きかけにつきましては、市として公式な申し入れをするというのではなく、多くの利用者の声を集約する形で個別に対応し



ていただきたいと思います。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 自然災害の支援についての御質問にお答えいたします。

まず、被災者生活再建支援法での竜巻による全壊世帯数の適用条件の緩和についてであります。当市のような人口10万人未満の市においては、竜巻などの自然災害が発生した場合に、市に10世帯以上の住宅全壊被害がある場合に制度の適用がございます。

また、近隣市町村に10世帯以上の住宅全壊被害があり、市で5世帯以上の住宅全壊被害がある場合にも適用となります。さらに、県全体で100世帯以上の住宅全壊被害がある場合には5世帯未満でも適用となります。この適用条件は法律で定められているもので、市独自に緩和するものではございません。

現在、市が制定いたしました牛久市東日本大震災被災者生活再建支援金の支給に関する要綱は、東日本大震災についてのものであり、竜巻に適用されるものではありません。市では、竜巻などの自然災害が発生した場合には、その被害状況に応じた対応が必要であると考えており、平成24年5月に竜巻被害のあったつくば市においても、その被害に応じてつくば市竜巻災害支援金制度を制定し対応しております。

この制度では、国で定めた被災者生活再建支援制度では支援金の対象とならない家屋の半壊や一部損壊についても、その被害の程度に応じて5,000円から50万円までの見舞金や生活準備金が支給されました。加えて、入院や死亡といった人的被災にも5万円から50万円の見舞金が支給されました。

なお、平成22年に牛久市南で発生した竜巻被害の際には、全壊及び半壊となった家屋がなかったため、牛久市災害見舞金等贈呈要項に基づく見舞金5,000円と共同募金会からの義援金5,000円の合わせて1万円が被災した55世帯に支払われました。市では、今後も竜巻など自然災害に際しては、発生した被害状況に応じて被災者支援の内容を決定してまいります。

次に、居住困難世帯の救済についてですが、家屋の被害状況を確認し、著しい破損状態で居住が困難な世帯に対しましては、今回改定いたしました牛久市地域防災計画「地震災害対策計画編」にある避難者対応に基づき、短期的には福祉センターなど入浴設備のある施設で対応いたします。避難生活が長期間に及ぶ場合には、仮設住宅での対応となります。

次に、避難生活の具体的な支援策と拡充についてですが、先ほども述べましたとおり、昨年発生しました竜巻においてのつくば市の対応でも、家屋被害や人的被害に基づく見舞金の支給や仮設住宅の提供でありました。牛久市独自の避難生活への支援に関しましても、発生した被

害の状況に応じたものとなるため、現時点で明言することはできません。

最後に、竜巻の防災教育についてですが、学校保健安全法や市の防災計画に基づき各学校では危機管理マニュアルを作成し、年に2回から3回避難訓練を実施しております。特に、2012年5月につくば市で発生した竜巻を受けまして、牛久市の全ての小中学校で竜巻に関する教職員研修と児童生徒への教育を行っています。指導資料といたしましては、県が作成した学校防災に関する手引きを活用しております。昨年9月に改訂された同手引きには、竜巻や大雨への対応も追加されました。ここでは、竜巻から身を守るための基本行動が具体的に示されており、これをもとに自分の地域に置きかえて、竜巻が発生した場合、屋内、屋外、通学途上などでみずから適切に判断して、安全な避難行動がとれるよう学習を進めております。

防災教育の基本は、どのような状況下にあっても、みずからの命を守り抜くため主体的に判断し行動する態度を育成することです。今後も市、学校、地域が連携し、竜巻を含めた自然災害について、日常の生活や学校教育の中で児童生徒の理解を深めるように努め、緊急事態に備えていきたいと考えております。

○議長（山越 守君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 最後に、農薬の低減化についての御質問にお答えをいたします。

初めに、毒性が指摘されるネオニコチノイド系農薬を使用しない農業の確立についてですが、ネオニコチノイド系農薬は、平成25年第4回定例会における鈴木かずみ議員への答弁のとおり、有害性が問題視されていた有機リン系農薬にかわり、1990年代に使用が始まった農薬でございます。使用料が少なく済むため環境への影響が少なく、安価であり購入しやすいなどの理由から、日本を含め100カ国以上で販売・使用されており、日本においては殺虫目的で水稲、野菜、果樹などの栽培に広く使用されております。

農薬は、使用方法を誤ると生物や環境に悪影響を与えてしまいます。作物に残留した農薬が人の健康に害を及ぼすことがないように、農薬取締法に基づき安全性を確保するための厳重な審査がなされ、国の登録を受けた農薬だけが製造・販売及び使用ができる仕組みになっております。登録されている農薬につきましては、使用方法を守って使用すれば、農薬が残留基準を超えて体内に残留することはないとされており、これにより健康に影響を及ぼすおそれはないとされております。

農家は、病害虫や雑草との闘いの中で農業を営んでおり、手をかけずに収量と品質を保持することは不可能であり、ネオニコチノイド系農薬を初めとする農薬を効果的に使用することで、収量と品質の確保、さらには労働力の軽減につながっているところです。1991年から2006年にかけて、社団法人日本植物防疫協会が行った試験結果によりますと、農薬を使用しな

い場合の減収率は、米で24%、小麦で36%、大根で39%、キャベツになると67%が被害に遭っている状況でございます。また、10アール当たりの除草時間は、農薬をしない場合の約50時間に対し、農薬使用時は約2時間となり、農薬を使用することで労働力は劇的に軽減されます。このように、農薬は農家にとって必要不可欠な資材となっておりますが、適正な使用を遵守する必要があります。

うしくグリーンファームは、自社で生産した小麦でパンやうどんを、また菜種は搾油して菜種油とし学校給食に提供をしております。農薬の使用に当たっては、小麦、菜種に限らずいずれの作物に対しても細心の注意を払って行っております。

また、牛久市は効率性や利益優先の考えから脱却し、調和と共存を重視したスローシティ・スローフードのまちづくりを進めております。スローフードは、環境負荷の少ない農法で栽培した地場産のものを、その地で昔からある方法で調理し、ゆっくりと味わうというものであることから、できる限り農薬に頼らない農業について調査、研究を重ねながらスローフードのまちづくりを進めてまいります。

次に、減農薬に取り組む農業者に対する補助金の交付についてであります。市といたしましては、減農薬に取り組む農業者に対して補助金の交付は考えておりませんが、平成23年度より有機JASの認定を受け一部の圃場で有機栽培を行っている有限会社モンテローザファームに対し、茨城県環境保全型農業直接支援対策事業費補助金を既に交付しております。

次に、12月議会でのネオニコチノイド系農薬の質問に対するアクションについてですが、農薬の適正な使用に関しましては、国や県から通知が出されております。平成25年4月には、農林水産省及び環境省から、住宅地における農薬使用についてが通知され、12月には県病害虫防除所から農薬の適正な使用推進のための平成26年度版果実等病害虫参考防除例が配付されております。これらの通知は、農協を通じて農業者に周知し、農薬の適正使用について啓発を行っております。今後につきましても、農薬の適正使用やより安全な農薬の開発など、国や県からの情報を確実に農業者に伝えていくことで、安全・安心な農作物を消費者の皆様にお届けできるように努めてまいります。

また、御質問の中でネオニコチノイド系農薬が日本は100倍も高いというような御質問がありました。今、手持ちの資料で見ますと、米に限ってですが、米に対する殺虫目的の農薬は7種類主に使われております。その基準につきましては、玄米で0.01ppmから2ppmまでの範囲で使用するということになっております。したがって、精米をすればこの数値はもっと下がるということになります。また、その他EU、あとアメリカでは、イチゴ、リンゴ、トマトなどいわゆる果実に対する農薬の使用量の基準を設けております。日本はEUに比べると20倍ほど高くなっております。アメリカと比べると約1.5倍から10倍ほど高い基

準で定められているのも事実でございます。しかし、これにつきましては、やはりその品種によりまして農薬の使用量というものは変わってくるかと、また基準値も変わってきてしかるべきであるというふうに考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 13番黒木のぶ子君。

○13番（黒木のぶ子君） それでは、再質問をさせていただきたいと思えます。

自然災害の支援についてでありますけれども、今るる部長のほうから説明があったわけなんです、この自然災害に対して、全ての自然災害ですね、これを被災者生活再建支援法の国に準拠した形でしか牛久市は支援をしないのかどうか。

また、先ほど述べましたように、野田市や松伏町のように5世帯未満の場合において牛久市独自の支援をしないのか、先ほど部長が述べられましたように慶弔金というような本当に心ばかりの対応ではなく、全壊した市民に対しては、やはり野田市、松伏町のように対応する必要性があるのではないかと考えます。この辺について、再度お尋ねしたいと思えます。やはり、税金というのはいろいろな形で、やはり市民を救済するというのが税金の使われ方だろうと基本的には考えておりますので、その辺についてお願いしたいと思えます。

農薬の低減化につきましては、ホームセンターには毒性が強いとされる有機リン系のマラソンやハラチオンもいまだに売られています。売られているということは、使用されているということだと考えるわけです。このネオニコチノイド系農薬とともに、市民の健康と安心を考える立場として、農薬使用の削減あるいは中止をしていく必要があると考えるわけです。現に栃木県小山市にあるよつ葉生協では、米やネギ、ハウレンソウ、コマツナなどにはネオニコチノイド系農薬は一切使わない農法を確立しているといえますし、また長崎県の県北の農家では、95%がこのネオニコチノイド系農薬を自粛していると聞いております。減農薬は不可能ではないのかと思えます。虫たちもどんどん耐性が増して、それを殺すのにはやはり多くの、そして濃度の濃い農薬を散布していかなければならないのは言うまでもありません。

市長にお尋ねしますが、市長は税金の執行の責任者として何を守り、何を優先して税金を使うのでしょうか。せめてグリーンファームと学校給食に納入している農家に対して脱農薬を推し進めてほしいと思うので、再度お尋ねします。私どもは、本当に原発の教訓から何もわからない中でさまざまな健康被害や生活を破壊されているというのが現状なので、できることからやはりやっていかなければならないと思っております。ぜひその辺について、市長の見解をお尋ねしたいと思えます。

観光者の利便性に対しましては、先ほど申しましたように23年3月議会におきまして同様の答弁をいただいておりますが、私はその全体の都市計のことではなくて高齢者に対してベンチを改札口周辺に置くということをお願いしたわけでございますが、これは個別にJRと対応

してやりなさい的なそういうような今の答弁では聞き取れましたけれども、そういうことではよろしいのでしょうか。とにかく、細かい配慮、段差、本当に3センチや5センチの段差によってつまずいて寝込むような高齢者が今たくさん出ております。そういうところで、6号線から第1つつじが丘に入る飯泉医院のところ、本当にきれいになって、そこを利用する市民から大変安全性が保たれたというような声も聞かれております。そのようなちょっとした配慮のことを言っているのであって、全体の都市計画のことを今申し上げているではありません。

以上で、再質問を終わります。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） まず、黒木議員の再質問で、非常に震災のときの牛久市の対応、被害を受けた御家族に対する対応等について、あの当時を振り返ってください。龍ヶ崎みたいくちよこっと壁に傷があるかどうかわからない写真を1枚持って来れば1万円配りますというばらまきで、7,000万も8,000万も配った町もあれば、牛久はそういうことをやりませんよと、もう60件近い建てかえをする家庭には、自宅を牛久にそのまま建てる場合には、国、県、また日赤の補助プラス市として100万円の助成金を出すとかですね、具体的に対応をしております。また、竜巻等においても、その被害を受けた家庭に対してのさまざまな対応というものを国、県の災害補償以外で牛久市としての独自の補助をやってきておりますし、その災害等の具体的な施策を実際に確認をしないで何か何もしていないみたいな質問をされるのは、非常に心外だというふうに思っております。後で、部長に具体的にそのやってきたことについて答弁させます。

それから駅前整備について、いろいろ言っておりますけれども、ちゃんと全体の今後の整備計画というのはございますが、随時整備計画の前倒し的な形で具体的な個別の案件等についてはいろいろ対応してきておまして、刈谷入り口のところのミニ公園の整備でちゃんと、いわゆる小さいコテージにかわるものやらベンチを置いたりとか、着実にやってきております。何が具体的にだめなんですか。そこに黒木議員がそのベンチの脇に公衆便所を置けというようなことをやらないからって言っているんですか、何だかわかりません。今までの看板等のめちゃくちゃな、各課ごとにばらばらに設置していたものを、牛久市とすればいわゆるサイン計画ということで、全体を統一してわかりやすい、それも国際的な基準にのっとったサイン計画というものをつくって、今ようやく整備が始まったところでございます。城中地区等においても、外国の方が来ても、国際基準でのその絵になるようなサインを見れば何かということがよくわかるような、そういう今までの看板とは違ったものに統一して、もう整備が始まって2年目になるわけです。そういう意味で、ぜひとも黒木議員には抽象論とかそういうんじゃなくて、具体的に牛久市としては対応してきていますので、その辺の実際の施策を確認していただきたい。

それとあと、農薬使用等につきましては、この農薬はいわゆる国内においては殺虫剤としての利用がされているみたいでございます。特に、カメムシ等の殺虫に使われているということで、広くいろんな形で使われているということでありませぬ。殺菌とかそういうものに使っているわけではなくて、あくまで殺虫剤で、それもカメムシ等に使われているということでもあります。そういう中にあっても、牛久市とすればうしくグリーンファームに限らず、減農薬そういうものの、減農薬での農産物の栽培をした場合にはそれを優先的に使うとか、それから特に学校給食においては、それを納めていただく各農家に対して減農薬のお願いをして、通常の農薬の使用よりも手間はかかりますけれども少ない農薬で栽培をしてほしいと、そういうことを申し入れをし、それを実践していただいております。本当に現代農業においては、いかに省力化をして農作物をつくるかというところで、非常に農家はその手間である人件費とその結果としての農産物の価値、いわゆる売買価格との間で苦しんでいるわけですね。それで採算が合わないという問題があって、農家が市場価格に、特に輸入農産物との価格で負けるという。特に飲食店関係においては、おやっというところで大量に使う飲食店関係の農産物においては輸入物、これは大量に使われているわけでありまして、そういうところでの農薬の指導というものは多分しているとは思いますが、非常に農家が後継者がいなくなっているという問題は、まさしく農産物の煩雑さと同時にその重労働、それに対する対価としての農産物が買ってもらえない、それに対応したように買ってもらえない、そのことでの農業経営というのが今いつも行き詰まるわけなんです。そういう中であっての、いわゆる化学肥料やら農薬というのは非常に農業経営にとっての今一つの核心であるわけですね。農業機械と同時にですね。そういう中であって、今化学肥料については国際的な肥料の暴騰によって堆肥が使われやすくなっているという状況があります。ですから、場所によっては高い化学肥料よりも安く堆肥が手に入れば使いたいということで、畜産農家等で堆肥をつくっているところでは引く手あまたの状態というのは、この三、四年前から続いているわけでありませぬ。ただ、いかんせん農薬においては、除草、殺虫、この問題について、あと殺菌でございますね。それとあと海外からの輸入においては、いわゆるポストハーベストということで移送中の殺虫、殺菌で使われるということがありますけれども、日本国内においてはそのようなことではなく、農作業でのいわゆる労働の軽減化ということで非常に農薬というものが重要視されているわけでありませぬので、その辺の実態と合わせた指導を国がしているわけでございますが、牛久市においては学校給食を中心とし、また地場産の農産物ということで赤いレッテルを張っている地場産の農産物等については、そのような減農薬・減化学肥料というものをお願いしているわけでございます。そういう意味で、黒木議員にはぜひとも今現実に牛久市役所の各担当の部長、課長を先頭に、黒木議員の指摘しているようなことについては一生懸命対応しているんだと、対応している実態をよく確認して

質問をお願いしたいということを申し上げて、私の答弁は終わります。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 私のほうからは、東日本大震災のときに再建支援制度をつくっておりますので、こちらの内容ですが、全壊が100万円になります。大規模半壊は70万円で、半壊が50万円。半壊して解体した場合に100万円という制度をつくっております、実際に100件ありまして、市の制度で約6,600万円の支出。それで先ほど言いました国の制度ですね、再建法のやつが8,300万円ほどの支出しております。なお、今後におきましては、自然災害に際しまして、先ほどの答弁でも述べましたが発生した被害状況に応じて被災者の方の支援の内容をしっかりと捉えて決めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時01分休憩

---

午前11時15分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 改めまして、おはようございます。

会派市民クラブの杉森弘之でございます。

少し腰を痛めておりますので、お見苦しいところもあるかと思いますが、御容赦をお願いしたいと思います。

通告順に従って質問をいたしますのでよろしくお願いいたします。

最初に、いじめの問題について質問をいたします。

報道によれば、2012年度に全国の小中高特別支援学校が認知したいじめは19万8,000件であると、前年度比で約3倍の急増ぶりだが、自治体の教育委員会や学校は、現実を冷静に受けとめている。件数が最多の鹿児島県は、調査方法を工夫し、100%近い解消率につなげた。一方、静岡県は、解消率が全国最低で対応が不十分と受けとめられがちだが、その実態は、安易にいじめが解決したと判断させなかったためだ。都道府県で調査結果に差があるものの、各地で隠さず対応するための試行錯誤が続いている、とあります。その中で、それまでいじめに関する報告が年に300から500件ほどの鹿児島県で、公立校の17万5,295人の児童生徒を対象にアンケートを実施した結果、認知件数3万2,167件でトップになったとあります。茨城県では、特に牛久市では、いじめを認知するためにどのような方法、工夫

がとられているのでありましょか。また、牛久市の最近の5年間のいじめ件数の推移について御説明をお願いしたいと思います。

次に、鹿児島県では、設問を工夫し、無記名記号式中心で、いじめられていないと書く欄も設け、全員が同程度の時間で答えられるようにした。記入時間の長短で子供が周囲に気を使わずに済むための配慮だ。冷やかしかからかいなどの軽微な事象もカウントし、未解決事案を抱える学校には対策チームの設置などを求めた。ある小学校長は、聞き取りだけでの把握は難しい、設問の内容や調査後の対応もよかったと評価するとされていますが、茨城県では、特に牛久市では、アンケートはどのように実施されているのでありましょか。また、どのような設問の工夫がされているのかお伺いいたします。

また、鹿児島県ではいじめの解消率も99.7%と全国トップだったといえます。解消率は、19道県が9割を超え、全国平均も89.4%だったが、解消率が71.1%で全国最低だった静岡県、この県教委の担当者は「決して放置しているわけではない、学校に表面上解消したように見えても慎重に判断するように指導した結果だ」と説明する。担任教諭らがじっくり見きわめ、これなら大丈夫と判断した時点で解決したと。被害者が通常の学校生活に戻っても、外部から目が届きにくいLINEのようなソーシャルネットワークワーキングサービスで中傷が続くことや、加害者と被害者が入れかわることもある。担当者は現場で丁寧に対応したいと強調したとあります。茨城県では、特に牛久市では、いじめの解消のための方法、工夫はどのようになされているのでしょうか。そして、いじめ解消の基準はどのように設けられているのでありましょか。また、牛久市におけるいじめ解消率の最近の5年間の推移について御説明をお願いいたします。

文科省は、警察への相談・通報が必要な状況に対して、1、指導にもかかわらず改まらない犯罪行為が認められる場合、2、被害児童生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じる場合の2点を定義し、いじめのパターン、そして該当する罪名などを、以下のとおり具体的な事例を例示しました。腹を繰り返し殴ったり、蹴ったりする。暴行罪。プロレスと称して押さえつけたり投げたりする。顔面を殴打し顎の骨を折るけがをさせる。傷害罪。断れば危害を加えると脅し現金などを巻き上げる。恐喝罪。教科書などの所持品を盗む。窃盗罪。自転車を故意に破損させる。器物損壊罪。学校に来たら危害を加えると脅す、メールを含む。脅迫罪。万引きをしていた、気持ち悪いなどと校内やネット上などに実名を挙げて悪口を書く。名誉棄損、侮辱罪などとしています。

いじめのパターンと該当する罪名の事例化や警察への相談・通報については、さまざまな見解があるかとも思われますが、茨城県では、特に牛久市ではこの文科省の通達をどのように判断し、どのように対応しているのでありましょか。また、牛久市における警察への相談・通



報件数の最近の5年間の推移についても御説明をお願いいたします。

次に、牛久市地域防災計画と放射性物質事故対策について質問いたします。

昨年、牛久市は、牛久市地域防災計画、地震災害対策計画編、資料編を作成しました。修正概要も示されております。この問題に関して、私は昨年の3月議会で取り上げ、福島第一原発事故で大きな放射能被害を東日本全体に与え、牛久市も甚大な放射能被害を受けましたが、原発震災について、そして最も身近な東海第二原発対策についてどのように対策を考えようとしているのかと質問をいたしました。それに対する執行部の回答は、原発震災から放出された放射性物質対策であります。県は今年度中には茨城県地域防災計画原子力災害対策計画編を策定し示すと伺っております。内容は、東海第二原発周辺の重点区域、緊急防護措置区域を現行の半径10キロ圏から30キロ圏に拡大するとのことであり、9市4町1村が該当いたします。当市は30キロ圏外であり、緊急防護措置区域には入っておりません。また、放射線ホットスポットに対する対策については、国から指針が示された段階で県としてもホットスポット対策を打ち出すとのことであります。しかし、現在考えられるホットスポット対策としては、放射線量が高くなった場合の住民等への迅速な情報伝達、緊急時の放射線モニタリング体制の整備、屋内退避、避難等の方法の周知などが挙げられると思われますというもので、何とも他人事、国や県待ちの姿勢が見られ、自治体としての住民の安全に対する責任感が感じられないものであります。それから1年、福島第一原発事故から3年を迎えようとしている今、改めて原発震災について、そして最も身近な東海第二原発対策について、市としての独自の対策をどのように考えようとしているのか質問いたします。

ところで、長野県松本市は、福島第一原発事故が発生した直後、その年の平成23年12月に松本市放射性物質事故災害対策指針を作成いたしました。これは参考になるものですので、少し紹介をいたします。この指針は目的として、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故は、国際原子力事象評価尺度の暫定評価がレベル7、深刻な事故に達し、広範囲で高い線量の大気、土壌、水等の放射能汚染が発生し、福島県内では警戒区域及び計画的避難区域の設定等により指定された区域外に避難した人は11万人を超えと言われております。このような状況の中、原子力災害に対する対策について市等がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災対策の遂行によって市民の不安を解消するとともに、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とします、と明記しております。

ここには、原子力災害の重大性と市が市民を守る強い責任感が如実にあらわれております。そして、長野県内には原子力施設が存在せず、また他県にある原子力施設に関する防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、いわゆるEPZ、いわゆる原子力発電所から8キロから10キロの範囲に当たりますが、にも松本市を含む長野県内は含まれておりません。しかし、チェ

ルノブイリ原発事故では、原発から350キロ以内でも高濃度に汚染されたホットスポットと呼ばれる地域が存在していたことから、最悪の事態を想定して市内全域を放射性物質事故災害対策の対象地域としているのです。このことは、牛久市が30キロ圏外であるかどうか、緊急防護措置区域に入っているかどうかではなく、重大な原発事故が発生した場合には東海第二原発から約70キロだから安全などということでは全くなく、実際に牛久市はホットスポットとなっており、最悪の事態を想定して市内全域を放射性物質事故災害対策の対象地域として対策を立てる必要があると考えますが、この点について牛久市の所見を伺います。

さらに松本市は、事故翌年の平成24年7月に松本市災害時医療救護活動マニュアル原子力災害編を作成し、その中で原発の事故は地震、津波といった自然災害によるもののほか、チェルノブイリやスリーマイル島のような人的なミス、テロやミサイル攻撃の標的になることによってもたらされる可能性があります。また、日本国内に限らず近隣他国の原発事故による心配も拭えません。さらに、仮に原発が活動を停止しても使用済み核燃料や放射性廃棄物は残存し続けるため、原発事故への対策は不可欠といえます、と明記しています。このことは、自然災害だけでなく人的なミス、テロやミサイル攻撃の危険性、さらに、仮に原発が活動を停止しても原発事故の対策が必要不可欠であることを示していると考えます。

そこで、牛久市に甚大な影響を与える放射性物質事故災害が新たに発生する可能性と市にとっての重大性について、市の所見を伺います。松本市は、災害対策指針として情報の収集、連絡体制の整備、災害応急体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄、観測体制の整備、住民等への情報伝達体制の整備、原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発、防災業務職員等に対する研修、防災訓練の実施を定めています。安定ヨウ素剤に関しては、ポーランドで原発事故、これはチェルノブイリ事故のことでありますが、対して政府の素早い対応で安定ヨウ素剤が服用され、子供の甲状腺がん発症を防いだ顕著な例があることを思い起こさせます。報道によれば、茨城県内でも原発から30キロ圏外の30市町村のうち4割の13市町村で、策定が義務づけられていない原子力防災計画を自治体独自に地域防災計画に原子力編として追加するなどして策定している動きがあります。県南地域では、14市町村のうち11市町村が福島第一原発事故により県内地域放射線物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定され、大がかりな除染が実施されましたが、そのうち土浦市、龍ヶ崎市、阿見町、美浦村など4市町村で原子力防災計画を策定ないし予定していると言われていました。最も早かったのは美浦村で、福島原発事故翌年の2012年3月に地域防災計画を見直し、放射性物質事故対策計画を盛り込んだと言われていました。私は、他の市町村のよいところは大いに学ぶ必要があると思います。牛久市地域防災計画の中に原子力防災計画を盛り込む、あるいは牛久市放射性物質事故災害対策指針を策定するなどが必要かと考えますが、市の所見をお伺いいたします。

質問の第3番目は、小中学生の健康調査資料の保存についてであります。ベラルーシ共和国では、チェルノブイリ原発事故の5年後から急激に小児甲状腺がんの発症がふえたと言います。また、放射能汚染地域では、身体の抵抗力が低下する、加えて未熟児や早産、死産、先天性異常など出産にかかわる影響もこの10年でふえてきているとも言われています。国会事故調査委員会の崎山比早子委員らが、放射線被曝はがんだけではなく、さまざまな疾病、障害を生じさせると指摘してまいりました。日本の原爆被爆者の生涯追跡調査によると、心臓血管系、呼吸器系、消化器系、泌尿器系などの幅広い疾患が線量に比例して増加することが報告されています。チェルノブイリ事故では、先天性異常、脳神経系、免疫力低下、内分泌疾患、心臓血管系、若年性老化などの症状も報告されています。これらの症状は、短期間に一挙に発症するというものではなく、被曝の程度や被曝の内容、そして人の体質によっても大いに異なり、長年にわたって発症してくることが特徴であります。だからこそ、長期の健康調査が必要になるのであります。さらに因果関係を明らかにするためにも、健康調査のデータ保存が求められます。そのため、市内でお子さんを抱えるお母さんなど保護者の方から、学校での健康検査結果を長期に、少なくとも10年程度は保管してほしいとの要望をいただいているところであります。そこで、改めて小学校中学校などにおける健康調査データの保管状況とデータ閲覧の方法の説明、そして保管期間の延長について、市の御所見を伺います。

最後に、第4番目の質問として、牛久市体育施設の使用状況について伺います。

牛久市には、市民が体育活動に使用できる施設が運動広場の各施設を初め存在しています。それらの施設が市民にどのように利用されているのかを知るために、まず各施設の稼働率という利用率の最近5年間の推移と評価についてお聞きいたします。

次に、各施設がどのように管理されているのかを知るために、各施設の管理主体、管理費、使用料収入の最近5年間の推移と評価について説明を求めます。

さらに、予約方法と市の公式行事以外の例外の有無についてお聞きいたします。例えば、牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則第3条第3項によれば、有料施設のテニスコートを使用する者は、使用予定期日の2カ月前から前日までに牛久市運動広場有料施設テニスコート使用申請書を市長に提出し、許可を受けなければならないとありますが、市の公式行事以外に使用申請書を提出しないで使用できる場合とはあるものでありましょうか。あるとすれば、どのような場合でしょうか。

また、施設内での個人の営業行為の有無と対応について質問をいたします。同規則第10条では、運動広場の敷地内において許可なく物品の販売及び飲食物等の提供をしてはならないとありますが、運動広場内で個人的にコーチし、コーチ料などを徴収するようなことは存在するのでしょうか。それは許されるものでしょうか。そして、存在するとすればどのように対応す

るのかお伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 杉森議員の御質問のうち、牛久市地域防災計画と放射性物質事故対策に関する質問にお答えいたします。

まず、原発震災、東海第二原発への対策の現在と今後についてでございますが、この対策についてはもう現実的に今行っているわけでございますが、その計画の改定でございますね、それについてお答えしたいと思います。

まず、市では昨年12月に牛久市地域防災計画の地震災害対策計画編の改定の中で、地震災害対策編の危険物災害の予防対策につきまして一部修正を行いました。この修正の中で、放射性物質に係る防災対策について、事故発生時の応急措置に関する事項を具体的に記述しました。内容としましては、地震等による事故で放射線使用施設から放射性物質の拡散による放射能汚染が発生した場合、消防庁、文部科学省等及び県からの情報をもとに放射性物質等による影響の把握に努めるとともに、空間線量率の測定を行い、結果を市民に公表いたしますとの文言を新たに加えました。今後は、県で現在検討中であります広域避難計画の提示に基づき、市の原子力災害対策計画の策定を考えてまいります。

次に、牛久市は東海第二原発から70キロ離れているので安全なのかということについてでございますが、茨城県では、原子力対策計画として昨年3月に茨城県地域防災計画「原子力災害対策計画編」を策定しております。当市は、東海第二原発から30キロ圏内でないため、計画にある緊急的防護措置準備地域、通称UPZには含まれておりません。しかしながら、福島第一原発の事故では、180キロメートル遠方から放射性物質が飛来し、放射性物質汚染対処特措法の重点汚染状況調査地域となりました。よって、東海第二原発で緊急事態が発生した際には、気象条件によって放射性物質が飛来する可能性があり、70キロ圏は全然安全な距離とは言えません。そのため、原子力事業所からの情報、放射線監視情報等から市への影響を迅速に判断することが重要であり、放射性物質事故の発生に対する危険性を考慮し、放射線量が高くなった場合の住民等への迅速な情報の伝達、緊急時の放射線モニタリング体制の整備、屋内退避・避難等の市民への周知について柔軟な対応をすることが重要であると認識しております。

次に、自然災害以外での原発事故の危険性と市にとっての放射性物質事故の重大性に関する所見についてでございますが、放射性物質に関する事故は原発事故のみではなく、核燃料の加工、輸送などの作業工程でも発生する可能性があり、放射性物質や放射線が外部に漏れ出す事態になれば、事故の重大性は原発事故と同様となることから、原子力災害への対応を考えるに当た

っては、当然このような状況も想定すべきであると考えております。

最後に、牛久市放射性物質事故災害対策指針の必要性についてであります。放射性物質事故が市民生活に重大な影響を及ぼすことは改めて言うまでもなく、福島第一原発事故及び東海村JCO事故の教訓をもとに、松本市や周辺市町村の計画も参考にしながら安心・安全なまちづくりのための牛久市の原子力災害対策計画の策定が必要であるというふうに考えております。

牛久市は、これは何も被害がなくてあったわけじゃなくて、現実の放射線の汚染を受けている区域でありまして、計画だけつくったらいいいというんじゃないの。現実には、定期的なモニタリングの放射能の測定は、各子供たちの集まるところ、また地域地域の方の集まるところにおいて今現在も日常業務として徹底しておりますし、その中であって阿見町では、拒否した地域全体の空気中の放射線の測定についても、県立医療大学と連携して半年ごとの線量調査を市全体において今でも行って、牛久市の放射線の汚染状況というものを半年ごとの分析をしながら把握しているわけでありまして。そこまでやっている市町村はありません。ましてや、あの事故の発生状況においてボディカウンターということで、どれだけの子供たちが放射線を浴び、現在その放射線が体内にあるのか、そのチェックも行いました。ここまでやっているところはどこもありませんよ。またそれも継続しているところはどこにもありません。杉森議員、よくほかの市町村、美浦だとかいろいろお調べしたみたいですが、その現実の対応とやっている今の現状の状況も、同じように牛久も、牛久の市のこともよく調べていただいて、そしてその比較をしながらこの牛久市がどれだけ放射線対策やっているのか、そのことをよく認識していただきたいと思っております。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） いじめの問題についてお答えします。

いじめの認知件数と認知方法ですが、いじめの定義に基づく最近5年間のいじめの認知件数は、平成21年度34件、平成22年度26件、23年度16件、24年度29件、25年度は1月末までに17件となっています。いじめの認知方法は、授業中や休み時間の教師による観察、持ち物の変化や掲示物のいたずら、児童生徒との交換日記や教育相談、定期的なアンケート調査、いじめチェックリストなどを活用しています。

アンケートの工夫点については、無記名式のアンケートを定期的にとっています。ただ、アンケートは過去の実態をつかむことが多いため、手おくれになってしまうケースもあります。アンケートは、いじめがどの程度起きているかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取り組みを意図的・計画的に行い、その取り組みの成果の評価や改善に活用しています。

いじめの解消についての判断は、被害を受けた児童生徒や保護者の心情、加害者から被害者

側への謝罪、加害側の行動や態度の変容などを観察しながら、一定期間が経過した後に解消という判断をします。

平成24年度以前に認知したいじめに関しては全て解消しておりますが、今年度認知した17件のうち2件については、現在も継続して指導しております。

いじめによる警察への相談・通報についてですが、学校警察連絡協議会という組織があり、古くから連携を図っています。さらに、昨年7月、児童生徒の健全育成のための警察と学校との連絡制度が締結され、警察との相談体制はさらに整備されました。このような中で、悪質なものは各学校の校長が教育委員会と連携を図りながら判断し、警察への相談・報告をする仕組みになっています。

平成24年度11月犯罪行為として取り扱われるべきと認められているいじめ事案に関する警察への相談・通報について、文部科学省より通知が出されました。その中で、いじめる児童生徒に対して、社会で許されない行為は学校の中でも許されないことであり、自身が行ったいじめについては適切に責任をとる必要があることを指導するとともに、このことの教育的意義について保護者にも説明して正しく理解いただくことが重要と記されました。さらに、いじめが抵触する可能性がある刑罰の例として、議員が申し上げましたように強制わいせつ、傷害、暴行、強要、窃盗、恐喝、器物破損等が具体的に述べられています。なお、本市において悪質ないじめ案件は、ここ数年間発生しておりません。

国立教育政策研究所の調査では、9割の児童生徒が仲間外れ、無視、陰口の被害経験等を持っており、いじめはどの学校のどの子にも起こり得るとの認識を持つことが大切であります。その上で、認知件数の数にこだわるのではなく、認知件数が多くても解消率が高い学校こそ積極的に取り組んでいる証拠と捉え、いじめの背景にあるストレスを解消し、いじめが起きにくくなる学校風土・学級風土をつくるため、ふだんから人間関係づくりに取り組んでまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（中澤勇仁君） 御質問3番、健康調査についてお答えいたします。

初めに、健康調査データの保存方法と保管状況についてでございますが、各小中学校における定期健康診断、心臓病健診、小児生活習慣病健診の結果につきましては、牛久市立学校処務規程に基づき5年保存となっており、各校にて保管しております。また、学校で実施している定期健康診断以外の健診結果につきましても、市教育委員会においても保管している状況でございます。

閲覧方法につきましては、情報公開請求をいただき、閲覧または写しの交付をすることがで

きます。また、今後の放射性物質対策等も含め各データの保存期間につきましては、延長してまいりたいと考えております。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 体育施設の使用状況についてお答えいたします。

市内各施設の最近5年間の平均稼働率は、運動公園メインアリーナが約88%、サブアリーナが約86%、卓球場が約74%、多目的広場が約30%、テニスコートが約57%、野球場が約38%、牛久運動広場の多目的広場が約33%、テニスコートが約36%、弓道場が約27%、奥野広場の多目的広場が約17%、テニスコートが約24%、女化広場の多目的広場が約45%、栄町広場の多目的広場が約86%となります。プールにつきましては、約100日のオープンとなり平成25年度約2万人の利用がありました。

利用者数における推移としましては、東日本大震災や工事等により利用できない期間があったにもかかわらず全体的には微増傾向にあります。また、評価としましては、特に稼働率の増加が顕著なのが平成22年度に人工芝生化を行った牛久運動公園、奥野運動広場のテニスコート、同じく平成22年度に天然芝生化を行った女化運動広場となっており、施設改修を行ったことが稼働率増加の要因として挙げられます。施設を計画的に整備することにより、利用者の利便向上に寄与できているものと考えており、今後も多くの方に利用していただけるように計画的に施設の整備を進めてまいります。

次に、市内各施設の管理主体ですが、牛久運動公園、牛久運動広場及び奥野運動広場の主に受付業務についてはNPO日本スポーツ振興協会、市内各施設のグラウンド及び芝生の管理はNPOアスク、NPOUFAスポーツクラブの2社と業務委託を結んでおります。

管理費については、一部上昇しているところもありますが、過去5年間ほぼ横ばいとなっており、平成25年度においては3社合計7,602万円となっております。使用料収入については、東日本大震災の影響が残った平成23年度を除くと、毎年約3,600万円で推移しております。評価としては、施設により偏りがありますが、収入というのは稼働率と密接に関連しておりますので、現時点で稼働率の低い施設をいかに利用してもらえるかを考え、計画的な施設整備も含めて使用料が増加していくように考えております。

また、体育施設の予約方法については、優先順位を設けて決めております。優先順位第1位は、市が主催する行事です。次、2番目は体育協会加盟団体、スポーツ少年団加盟団体が主催する大会、教室及び講習会の順番で決めております。その後は市外団体も含めて申請順に予約を受け付けております。例外については原則ありませんが、国や県が主催するような大会については別途調整しております。また近年、大会等がふえており、各施設ともに高い予約率となっております。

最後に、施設内での営業行為についてでございますが、条例によりまして行商、募金、その他これに類する行為をする場合は市長の許可を受けなければなりません。無許可でこれらの行為を行っている個人、団体を確認した場合には是正を指導してまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 11番杉森弘之君。

○11番（杉森弘之君） 1点だけ再質問させていただきます。

牛久市地域防災計画の項のところですが、先ほど市長の答弁の中で、今後市の独自の原子力防災計画というふうに言ったのか、名称はうろ覚えなんですけれどもこれを策定するというふうに聞きました。これについてもう少し、その作成のスケジュールといいますか、いつごろまでに作成する予定なのか、どのようにしていくのかということをお聞きいたします。そしてまた、その中に安定ヨウ素剤の備蓄というものを含めて考えているのかどうか、このことについてもお聞きいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 杉森議員の再質問にお答えしますが、地域防災計画というのは、これ法律に基づいた計画なんです。それも国と県の防災計画があって、そのひな形に基づいてつくるんです。ですから、牛久市独自の防災計画というのはあり得ないんですね、法的には。そういう状況でございますので、牛久市の地域防災計画の見直しというのは、26年度中を一応目途として正式の改定をしていくということでございます。

杉森議員にもよく認識していただきたいんですが、防災計画は防災計画なんです。それに基づいた現実のマニュアルですね、牛久市独自の、それが非常に重要なんです。今の地域計画というのは、防災計画というのは、教科書みたいなものでして一般論的なものばかりで、はっきり言って実務的に非常に現実の対応というのを反映しづらい抽象論の計画なんです。その計画ばかりぐちゅぐちゅほじくってしょうがないんです、実際のところは。市民を本当に守るには、そういう計画をもとに、市というお体裁だけでなく、現実的な防災マニュアルが必要なんです。それを今一生懸命やっているんです。ですから、今回の福島原発の放射能事故、それと同時にそれ以前の10年以上前にあった東海村の原発の事故、そういうものに対しても非常に国、県の計画というのは、原発は一切事故を起こさない、起きないという前提での計画でしたから何の対応もない。十何年前に東海村の原子力事故あったときも、村上村長が、国、県は指導も何もしていない、だから村長という立場で自己責任でどんどん指示していったと、またそうせざるを得ない環境だったと、私が市長になる前のときの勉強会で村上さん言っていましたよ、こんないかげんな国はないんだと。原子力発電所は絶対事故は起きないからその防災計画は必要ないって言うてつくっていないんです、国が。だから東海村の事故なんかのときには、長靴でバケツで汚染物質のとんでもない高濃度の汚染水を作業員にやらせて2人も死



んだんじゃないですか。バケツでやっていたんですよ。そんな国どこにありますか、そんなの。そんな国のいい加減な計画に基づいてなんか、市民の生活守るための防災計画つくれませんよ。現実の対応をしなければならぬ。それで、じゃあどういふ対応かっていったら、ヨウ素性の放射線に対する対応しかないんです、まずは。モニタリングをちゃんとやって、本当に放射線が高いのか低いのかを、国、県のデータを待っていたら出てこない。全部隠しちゃう、本当のことが出てこない。だから水にしる、空気中の放射線の汚染にしる、牛久市としての独自の測定網というのを確立したんじゃないですか。それに基づいて独自の放射線対策やっているんじゃないですか。そういう実態を踏まえてですね、やってくださいよ。そして、一番初めの放射線においても、放射性ヨウ素については喉頭がんになるという。その放射性ヨウ素をやるのに、日本食で昆布を日常的に食べている民族であれば、ほとんどその放射性ヨウ素の影響は受けないということを専門家から何回も指導を受けた。日本人は、今までのですよ、日本食、そのいわゆる食文化を守っていれば、ほとんどこの放射性ヨウ素がたまる場所のところのヨウ素の部分は日常のヨウ素で埋まって、放射性のヨウ素が来ても吸収しない、だから日本人は放射性ヨウ素のそれに基づく被曝は受けにくい民族だということを何回も今回の講習の中で専門家の方が言っております。ただその上でも、万が一のためにその放射性ヨウ素の吸収を少しでも阻止するためにヨウ素の備蓄をしておくべきだろうということでございます。そういう意味で、もう実際に被曝経験を軽度であれ牛久市民は受けた経験を持っているわけでありまして、そして今その対応をしているわけでありまして、その抽象論ではなく現実の対応をしている実態を、杉森議員には紙だけ追っかけて歩くんじゃないで、データだけ追っかけてあるんじゃないで、現実の現場を回って歩いて市民がどういふ状況で、そしてそれに職員がどうやって対応して、牛久市がそれぞれの担当部局でどのように今までの事故に対して対応してきたのかを、よく現場を見て、実態を見て確認していただいた上で御質問をお願いしたい、そのように申し上げます。

○議長（山越 守君） はい、自席どうぞ。

○11番（杉森弘之君） 先ほど質問したのは、市が独自に原子力防災計画ですか、それをつくるというふうに聞こえたので、今のあれだと今度マニュアルだというふうなお話ですけども、マニュアルでも結構なんです、それをいつまでにつくる予定なのかということ。

それともう一つ、安定ヨウ素剤はその中に備蓄が含まれているのかどうかということについて質問をいたしました。そのことについて、お答えをいただきたいということです。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 杉森議員に申し上げますが、よく人の話は聞いてください。一番初めにちゃんと、平成26年度中に国、県の防災計画のひな形ができますので、それに基づいた形

で牛久市の防災計画というものはつくる予定ですよということを、一番先に冒頭に申し上げたはずですが。それをよくやってください。

それから、その地域防災計画に基づいて地域防災マニュアルというものを具体的に作成する。実務的に見ますと、その地域防災マニュアルのほうがより重要だと、何回も言っているように地域防災計画というのはお体裁です、法律に基づいた。お体裁は幾ら追っかけてお体裁で中身がありません。その中身を裏づけるのが地域防災マニュアルという牛久市独自の防災対策なんです。その部分ができて一生懸命今やっているわけですね。（「それがいつまでかということです」の声あり）それは防災計画は、だから防災計画と防災マニュアルというのとは違いますから、防災マニュアル今随時つくっています。山村さんとのコンサルを予算で通していただいて、防災の専門家である山村先生の御指導をいただきながら、今地域の防災マニュアルというもので対応しようと。地域防災計画というの、法律絡みだらけで、ちょこっといじくろうとしたってあじやない、こうじやない、みんな関連があつてそして中身がない。だから、それでは牛久市民守れませんよと、そういうことで地域防災マニュアルというものを、より具体的なものをちゃんとつくってそれで対応しましょうということで、地域防災計画を少しいじくろうとすると全ていじくり回してとんでもないことになって、とんでもない事務手続でやりやうがない。ですから、防災マニュアルで対応しようということで、その抽象論じゃなくて具体的な対応策というものを今同時並行的にやっております。それで地域防災計画の放射能等の災害等に対する対応の変更というものは、国、県の防災計画の変更を待って、そのひな形を見てつくらざるを得ないんです。しかし、地域防災マニュアルは牛久市独自のマニュアルとしてつくれるものですから、具体的な今までの経験を踏まえた上でやっていきたいと思います。そういうものも参考としてやるためにも、シェイクアウト訓練等やって、そして牛久小学校であれだけの、三中を含めて地域の避難所の訓練の実際の実習をした経緯もあるわけでございます。そういうものを踏まえてマニュアルを、いわゆる作り直していこうということでございますので、実践的なものを今つくろうとしているわけでございますので、その辺もよく担当のほうを伺って、よく情報を入れていただきたい。よろしく願い申し上げます。（「いつまでにやろうとしているのかということ」の声あり）だから地域防災計画は26年度中と言っているでしょうよ。（「マニュアルは」の声あり）マニュアルは随時変更しながらつくっているような状況ですよ。ですから、関心持っているものがどこまでどうなっているかは、担当課に行ってよく詰めてください。市会議員の事務調査権をよく使ってください。お願い申し上げます。

○議長（山越 守君） ちょっとお待ちください。安定ヨウ素剤の備蓄に関する御質問ございましたね。これについてはいかがでございますか。市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） それも地域防災マニュアルの中で準備すべく、今改定中であるという

こととございます。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時25分といたします。

午後0時12分休憩

---

午後1時25分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、2番秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 皆様こんにちは。公明党の秋山 泉です。

これより、通告に従って質問を行いますので、よろしく願いいたします。

初めに、空き巣対策について。空き巣件数減少に向けての本市の取り組みについてお伺いいたします。

侵入窃盗には、空き巣、忍び込み、居空き、住居侵入があります。空き巣とは、家人らが不在の住宅のお家の中に侵入をし金品を盗むことであります。忍び込みとは、夜間家人らの就寝時に住宅に侵入し金品を盗むこと。居空きとは、家人らが在宅し昼寝、食事等をしているすきに住宅の中に侵入をし金品を盗むことであります。警視庁における平成24年度の都内における侵入窃盗の認知件数は7,970件。前年に比べて72件、0.9%減少はしておりますが、そのうち空き巣については3,473件と前年に比べ91件、2.7%増加しております。これにより、侵入窃盗のうち空き巣が占める割合は43.6%となっております。また、場所別では住宅が59.0%を占めており、内訳として一戸建て住宅が22.2%、中高層住宅、4階建て以上の住宅を指しますが10.8%、そのほかの住宅、例えば3階建て以下の共同住宅やテラスハウスなどは26.0%となっております。本市においては、平成25年1月から6月の侵入窃盗の被害件数は47件、うち空き巣は41件と87%を占めております。また、平成17年度からの空き巣の認知件数のデータを見ると、平成17年度は151件、18年度は98件、19年度は132件、平成20年度は100件、その後21年度は34件と急激に認知件数が減少し、22年度は61件、23年度は24件、24年度は65件、昨年は58件と認知されております。そこで減少した要因をお示しいただきたいと思っております。

空き巣にはどこの自治体も悩まされておりますが、その中でも杉並区は全国的に被害が多いことで知られています。2000年度の被害件数は1,300件、2001年は1,500件、2002年は1,700件とふえ続けました。杉並区の職員は疑問を抱きました。なぜこんなに空き巣が多いんだろうかと、そこで2005年に被害に遭った家を1件ずつ訪問をし状況を確かめることにしました。すると、空き巣被害に遭った100世帯のうち、庭や玄関などに花

を育てていた家はたったの2世帯しか存在していませんでした。そこで杉並区は予算を計上し、花の種を住民に配布したそうです。その結果、2002年には1,700件もあった被害件数が2007年には385件に、2008年には387件となり、1,000件以上減少したのです。犯罪を犯す人は、そのやましい心から華やかな場所を敬遠する傾向があるそうです。最近、犬の散歩を朝夕と学校の登下校に合わせて行い、児童を狙った犯罪を未然に防ぐパトロール隊の一役を担おうという動きが全国各地で見られております。こうした活動は、それを通して地域住民の連帯意識も高まりますし、何より防災意識をアピールすることで、ほかの犯罪をも抑制することにつながります。庭の手入れをしているとき、道行く人におはようございます、こんにちはと挨拶することも同様の効果があると言われております。昨今、地域で花壇整備をして犯罪抑制をしようという動きや、ごみ捨て場と化した遊歩道にアジサイを植えて、ごみを一掃したという事例もあります。きれいな花を咲かせることが防犯になると。そこで伺いたいします。現在も広報紙、かっぱメール、パトロールなどで啓発運動を推進されていますが、今後空き巣件数削減のため、本市はどのように取り組んでいかれるのか伺いたいします。

続きまして、高齢者対策について伺いたいします。

ひとり暮らしの高齢者の急増によって、今深刻な問題になっているのが認知症であります。現在、高齢者が3,000万人を超え、介護施設に入れず居場所を転々とせざるを得ない厳しい現実があります。また、認知症高齢者の数は、国の推計で医療や介護が必要ではない軽症の人も含めると800万人を超えており、さらに事態を深刻化させているのがひとり暮らしで認知症を患う高齢者の急増であります。現在単身の高齢世帯は373万世帯と推測されており、65歳以上の認知症出現率は約9%であるので、単純計算するとひとり暮らしの認知症は全国で約34万人以上いることとなります。

ひとり暮らしの認知症介護には、次のような特徴があると言われます。まず、24時間の見守りや生活自体を支える援助が必要となりますが、生活障害、いわゆる認知症を患っていても、みずからの状態を認めないため医療や介護サービスを受けるのを拒否する傾向があります。助けてとSOSを発することもできず、周囲もその存在に気づくことができません。そして孤立を深めていきます。徘徊やごみ屋敷などによって顕在化しても、既に認知症が悪化し意思が確認できないため、介護サービスにつなげることができません。ごく当たり前の人生を送ってきた高齢者が、救いの手が差し伸べられないまま放置されている実態があります。

昨年12月、NHKで「認知症800万人時代、孤立する認知症高齢者」と題してのドキュメンタリーが放送されました。内容を少し御紹介いたします。ひとりで暮らす高齢者の家を地域の介護スタッフが見守りにやってきます。認知症の自覚がない男性の高齢者は、拾ってきた新聞紙の山の中で埋もれて暮らしていました。介護スタッフが訪問するたびに新聞の山はふえ

ている状態で、家のものに少しでも触れると怒り、認知症の症状が悪化するまで気づかれることはありませんでした。そしてこの男性は、介護サービスを繰り返し勧められても拒否し続けています。またある女性の場合は、心を許せる相手は会話をするおしゃべり人形です。「君はどう思う」と女性が問いかけると、「一緒」と人形が答えます。「幸せの形ってどんな形」と人形が女性に問いかける言葉には胸が詰まりました。また、ヘルパーさんが訪問すると家の中に入れなかったり、物を投げたりと攻撃的になる。認知症のため何度訪問しても顔を忘れてしまい、時には被害妄想の症状が出ることもあり、ヘルパーさんを困らせます。現場は毎日が戦場のようなものでした。放送を見終わり、ずっしりと重いものが胸にのしかかってきました。

みずから助けを求めようとしない認知症の高齢者たち。周囲もその存在に気づかず孤立を深めています。孤立は2人暮らしの場合でも起こり得ます。長年連れ添ってきた夫婦だからこそ介護は他人に任せたくない。この気持ちは多くの方が抱いているのではないのでしょうか。認知症になった本人も、病気になった姿を他人に見られたくない。その結果、2人で暮らしていても周囲から孤立するということが起きてしまいます。認知症になる人は、70代からふえ始め、80代で4割を超えます。さらに長生きすれば、ほとんどの人が認知症になるのです。食事也十分とれず、栄養状態が悪化していく、それでも人を遠ざけ頼ろうとしない。サービスを提供しても拒否をし、それを説得できない。無理やり連れていくこともできない。本人の気持ちも大事にしたいと、現場では介護スタッフが、民生委員が苦悩しております。誰にも頼らない生活がいつまで続くのか。認知症が進んでひとり暮らしができなくなったとき、それでも本人の思いを尊重し自宅での暮らしを周囲が支えるのか。しかし、時には命に係わる危険性もはらんでいる。その一方で、命を守ることを優先し、本人の思いと違っていても病院や介護施設に移ってもらうこともある。極めて難しい選択であります。介護の現場では、その厳しい現実と向き合って、高齢者の人としての尊厳を守りながら日々取り組み続けていらっしやいます。ひとり暮らしの認知高齢者介護に、これからどのように本市は取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

最後に、ノロ対策についてお伺いいたします。

この冬も、ノロウイルスなどウイルスによる感染性胃腸炎が依然猛威を振るっております。このことから、ノロウイルスの対策に限定せず、感染性胃腸炎の対策についてお伺いいたします。感染性胃腸炎とは、主にウイルスなどの微生物を原因とする胃腸炎の総称であります。その原因となるウイルスには、ノロウイルス、ロタウイルス、サポウイルス、アデノウイルスなどがあり、主な症状は腹痛、下痢、嘔吐、発熱であり、ロタウイルス、アデノウイルスによる胃腸炎は乳幼児に多く見られます。ロタウイルスを原因とする場合、症状は5日から6日ぐらいい持続することがありますが、ノロウイルスを原因とする場合は、1日から2日と症状が続く

期間は短期間であります。ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、人から人への感染と汚染した食品を介して起こる食中毒に分けられます。

感染経路には、1、感染した人の便や嘔吐物に触れた手指を介してノロウイルスが口に入った場合。2、便や嘔吐物が乾燥して細かいちりと舞い上がり、そのちりと一緒にウイルスを体内に取り込んだ場合。3、感染した人が十分に手を洗わず調理した食品を食べた場合。4、ノロウイルスを内蔵に取り込んだカキやシジミなどの二枚貝を生または不十分な加熱処理で食べた場合などが考えられます。

特にノロウイルスを原因とする場合、学校や社会福祉施設など集団生活の場で大規模な流行となることもあり、ピークを迎える冬場には注意が必要となります。このノロウイルスをめぐっては、1月に浜松市の小学校で給食のパンに付着したノロウイルスを原因とする1,000人を超える集団食中毒が発生、広島市でも同月、中学校生徒約300人が下痢や嘔吐など感染性胃腸炎が疑われる症状を訴えました。県内でも、1月7日に仕出し弁当を食べた203人と飲食店の握りずしを食べた18人がそれぞれ食中毒となり、ともに調理従事者からノロウイルスが検出されました。ノロウイルスを原因とする県内での感染性胃腸炎の集団発生は、ほかにも1月に2件起きており、13日に下妻市の介護老人保健施設で37人、17日には古河市の中学校で82人がそれぞれ発生しました。これらの事例を踏まえてお伺いいたします。

1つ、学校給食の管理について調理員や調理場の衛生管理、米飯、パン、麺類の納入業者への監視指導をどのようにしているのか。2つ、学校におけるウイルスを含む嘔吐物や便の処理の仕方はどうされているのか。3、児童生徒への感染性胃腸炎の予防の徹底。4、市民への周知徹底方法。5、イベントなどの出店業者に対する指導。6、最後に被害状況をお伺いいたします。

以上で、一般質問を終了させていただきます。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 秋山議員の御質問のうち、ひとり暮らしで認知症を患う高齢者が急増している、市の対応はという高齢者対策についてお答えいたします。

牛久市のひとり暮らし高齢者は、昨年4月現在で1,613名を数えております。年々増加の一途をたどっておるわけですが、認知症の行動が見られる介護認定者は1,301名で、認定者全体の57%を占めています。介護認定を受けている方は、認知機能の低下の有無を確認できますが、把握できない方も潜在的に多数存在することは認識しております。そのような方を把握するため、民生委員の協力を得て行っている見守り台帳への登録事業やひとり暮らし高齢者の調査事業を通して、認知症と思われる市民が担当区域に居住している場合、連絡

をいただき、必要なサービスに結びつけられるよう地域包括支援センターとの連携で取り組んでおります。

また、社会福祉協議会では、地域での認知症についての理解を深め、地域における見守り活動の担い手を養成する目的で、各行政区民、各小学校5年生を対象に認知症サポーター養成研修を行い、これまでに9,493名のサポーターを養成、茨城県内でも養成数はトップとなっております。そして、今年度より認知機能を評価支援する「タッチ笑む」を、1つの機械でございませけれども、それを導入して脳の元気を測定、その後のフォローアップにつなげるとともに、平成26年度からは新たな教室「かっぱ脳トレ教室」を実施する予定であります。

認知症の方が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、民生委員、行政区、社協、地区社協等と市役所担当部局が連携をよくとりながら地域での見守り体制を整備してまいりたいというふうに考えております。現実はその作業をしている中での連携では、やっぱり民生委員と各行政区との連携を、個人情報との絡みの認識の差がありまして、その連携が行政区によってさまざまでございますので、その辺のところを市が間に入って民生委員、そして行政区、そして牛久市とその周辺の社協と、あと地域包括支援センターとの連携を深めて対応をしていきたい。今その若干いろんなそごがございまして、全てうまく連携ができていない部分もございまして。そういう意味で、その辺のところを今後より進化させながら、この見守り体制を構築していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

あとは担当より答弁させますので、よろしくお願ひします。

**○議長（山越 守君）** 市民部長坂野一夫君。

**○市民部長（坂野一夫君）** 空き巣対策についての御質問にお答えいたします。

まず、空き巣の現状についてですが、牛久警察署に確認したところ、茨城県内及び牛久市内ともに認知件数はおおむね減少傾向にあるとのことでした。具体的には、茨城県警察本部や牛久警察署が公表している犯罪統計によると、平成25年中の空き巣の認知件数は、茨城県内では1,730件で対前年比は112件の減、牛久市内では58件で対前年比は7件の減となっております。

また、牛久警察署が開署した平成17年以降の統計を見ますと、年によって多少の増減はありますが全体的には減少傾向となっております。平成17年に151件あったものが昨年は58件と、約3分の1にまで減少しております。

次に、空き巣件数減少に向けた対応策についてですが、これまで市では牛久警察署や牛久地区防犯協会、牛久市防犯連絡員協議会等の各関係機関及び団体等との協力を得ながら、空き巣を初めとする各種犯罪被害の防止に向けた諸対策を実施してまいりました。

主な対策としては、市民の皆様にご注意喚起を呼びかけることを目的とした広報啓発活動が中

心となります。具体的には、防犯を呼びかける街頭キャンペーンの開催、徒歩や広報車による広報啓発及びパトロール活動、ひとり暮らし高齢者宅への訪問活動、市内中学生による一日防犯連絡員活動等を行っております。

また、市独自の対策として、広報紙による防犯情報の発信や青色防犯パトロールカー4台による地域安全パトロールや下校時パトロール、さらに幼児や児童生徒、高齢者を対象とした防犯教室や防犯のぼり旗の配布等も実施しております。

加えて、牛久地区防犯協会内には、防犯ボランティアの団体が市内の地域ごとに結成されており、平成24年5月の時点で30団体、1,222人の方が防犯パトロール隊として登録されているとのことであり、防犯協会所有の青色防犯パトロールカーによるパトロールを行っていただいております。これらの方々は、緑色の防犯ベストを着ての徒歩でのパトロールや季節の防犯キャンペーン、防犯のぼり旗の設置等、日々の防犯活動に努力されております。

市といたしましては、統計上では空き巣の認知件数が減少傾向にあるとはいえ、いまだ根絶には至っていない状況であることから、引き続き関係機関及び団体、防犯ボランティアの方々の協力を得ながら諸対策を推進してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（中澤勇仁君） 御質問3番、ノロ対策についてお答えいたします。

ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎は、非常に感染力が強いため、例年11月から1月に集団発生が見られ、保育園、学校、高齢者施設が主な発生場所となっております。感染の主な原因は、ウイルスに汚染された食品による食中毒、その食品を食べた人から人への感染、嘔吐物などの消毒不徹底による感染があります。

市内公立幼稚園及び学校での感染性胃腸炎の発生状況は、給食による感染は現在までございませんが、平成24年に市立幼稚園で園児の嘔吐により感染が見られ、3日間の学級閉鎖を行いました。その後、教室内の塩素消毒を行い再発防止に努め現在に至っております。

ノロウイルスの予防法は、食品を十分に加熱処理をすること、手洗いを十分に行うこと、嘔吐物などの処理を効果的な次亜塩素酸ナトリウムなどの消毒薬を使用し、迅速に行うことが有効なことから、学校などでは嘔吐物をペーパータオル等でふき取りビニール袋で密封し、塩素系漂白剤による消毒を実施して感染拡大防止に努めております。児童生徒へは、感染症流行前に手洗い、うがいの感染症予防指導と保健便りにて各家庭への周知徹底も行っております。

さらに、各施設に対しては、県が予防対策についての施設指導と講習会を定期的実施し、集団発生があった施設については、感染拡大予防の指導を実施しております。学校給食調理業者及び学校栄養士につきましても、学校給食衛生管理基準に基づき従事者の日常的な健康状態



の点検、健康診断、毎月2回以上の検便による細菌検査を実施しております。調理業者には検査結果の報告をいただいております。調理従事者の家族が嘔吐などの感染症状が見られた場合には、症状が回復するまで調理業務には携わらないように徹底しております。

次に、みのの郷による提供の牛久産小麦パンの衛生管理につきましては、製造調理場では保健所の衛生検査を受けたパン専用の調理場であり、提供されるパンは当日に焼くため個別に包装はできない状況にあります。そのため消毒した番重にキッチン用シートを引き、ラッピングした上、さらに番重ごとビニール袋に入れ各校へ納品しております。製造元から各クラスまでは、外気や人の手に直接触れることがない状態となっております。クラスでは道具を使用し、人の手に触れずに配食している現状にあります。

学校給食の衛生管理につきましては、今後も安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

最後に、市で行うイベントの参加業者につきましても、県に届け出を出し予防指導を受けて臨んでおります。一般の方への啓発普及といたしましては、広報紙の掲載や料理講習会、出前講座のときに講話や手洗いの実践を行っております。

○議長（山越 守君） 次に、17番田中道治君。

〔17番田中道治君登壇〕

○17番（田中道治君） 皆様、改めましてこんにちは。

増税の前にやるべきことはあるだろうと、市民の皆様にお訴えし続け、市議会議員の選挙時に市民の皆様にお訴えしたことを実現するために、日々努力しているみんなの党の田中道治であります。

政府は国家公務員の退職手当、退職金を15%引き下げて年間約403万円ある官民格差を解消した上で、国家公務員年金の上乗せ部分、職域加算に加えて新たな年金制度を導入するための国家公務員退職手当法改正法案など関連法案を閣議決定いたしました。しかしこれは時限立法であり、まだまだ官民格差は大きく、これを埋めるためにはこの程度の引き下げぐらいでは砂漠に降る小雨ぐらいの効果しかありません。加えて、国会議員のあの選挙時に言っていた定数削減、その他重要事項の改定実施にも手をつけておりません。一体どういうことなのでしょう。果たしてこの先送りした課題をどのように実現するのでしょうか。国にはこれら諸課題に一刻も早く着手し、実行するよう求めるべきだと思料しており、市民の皆様からもこのような意見、要望等が寄せられていることをお伝えして、具体的な質問に移ります。

既に御答弁されたことであっても、質問の趣旨や違いを峻別して答弁漏れがないようお願いし、答弁に当たっては全ての質問項目に関して、市が策定した第3次総合計画及び都市計画マスタープラン2011との整合性を念頭にして御答弁をお願いいたします。

1、都市計画マスタープラン2011について。このマスタープランは、平成23年10月

に総数102ページからなる市が作成公表したものであり、その内容は個別具体の指針として市の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とその課題に応じたまちづくりの方針を明らかにするものとされております。内容は広範囲にわたり、非常に内容の濃いものであります。このマスタープランは、都市全体のまちづくりの方針を示す全体構造と、身近な生活圏におけるまちづくりの方針を示す地域別構想によって構成されております。すなわち、全体構想としてまちづくりを進めるに当たり、将来のあるべき都市像や牛久市としての都市像、まちづくりの基本目標等最も基本となる方針を明らかにし、骨格的な都市像や将来的な土地の利用、道路づくり等の方向を示すものとして作成し、その全体構想をもとに地域を幾つかに区分して地域住民により身近なまちづくりを示す地域別構想に分けられており、私はこれをレベルの高い内容であると理解しております。

最近では、市の広報うしきの改善等により市民の皆様がより理解されやすくなってきておりますけれども、しかし、このプランに基づき市が行っているさまざまな事業のその後の進捗状況について、市民の皆様がその内容を十分理解しているとはいいがたい状況であると理解されます。

そこで、このプランが作成されて実行された事業の内容について、どのように周知広報の努力を行っているのか。また、地域別にどのように実現し、市がこれらのプランに基づき施行したさまざまな事業が市民の皆様理解されるよう、個別具体的に開示していただきたい。

なお、この件につきましては、今後随時質問してまいりますけれども、市が行っている事業が多岐にわたることから、今回はそのうち建設部の所管する事業の進捗状況について御開示していただきたいと思っております。

## 2、県南地域の観光都市としての計画的な整備について。

我が国は観光立国日本を目指しております。これとって特段の資源のない我が国にとっては、観光立国を目指すことは至極当然のこととあります。観光は牛久市にとって捨てがたい、捨ておけない重要なこととあります。特に、市に隣接する牛久沼の開発は肝要であると思料いたしております。さきの私の質問に対する市長の答弁から、市が独自にできる事業についてはできるだけ努力を行っていることはよく理解いたしました。問題は隣接自治体との関係であります。牛久沼の開発は、近隣の自治体と相互協力して推進すべきであると考えております。この点の現状について議会でも質問いたしましたが、その後、牛久沼に隣接する近隣の自治体との相互協力関係はどのような進捗状況なのでしょうか、お伺いします。

進捗がストップまたは停滞しているのであれば、何が原因なのか。また、先に進めていくためにはどのような手段を打っていくのか。その進捗状況やスケジュール等についてお伺いいたします。

### 3、市道の整備について。

市街地の主要な市道の整備は進んでいるかのように思いますが、これに比べて町なかを歩いてみると、町なかの市道の整備にはかなり問題があり、おこなわれているように感じられます。この件については、質問1のマスタープランとの関連が大きいものと思料いたしておりますが、町なかの再生を視野に市道の整備を推進することについてお伺いいたします。

以上、第1回目の質問を終わります。必要に応じて2回目の質問を行いますけれども、2回目の質問をしなくても済むような答弁をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 田中議員の市道の整備についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、町なかの市道整備につきましては、まだまだ整備がおこなわれている状況でございます。

御存じのとおり、牛久市におきましては、第2次高度経済成長期と時期を同じくした昭和40年代より東京通勤圏のベッドタウンとして大きな発展を遂げてまいったという経緯がございます。しかし当時の状況は、大きな住宅需要を満たすべく、まさに売り手市場であった住宅供給に関し、多くの民間開発事業者が短期間にこぞって団地単位での宅地開発及び住宅建設を行った結果として、爆発的とも言える急激な人口増加をもたらした反面、市全体としての計画がないという状況下において、雨水や汚水の排水施設を初めとした河川、道路等の計画的かつ体系的なインフラ整備が行われていなかったという、いわば乱開発に近いと思われる状況が発生し、これに起因するさまざまな弊害もたらされておりました。

具体的な例として、雨水排水施設についての弊害をお話ししますと、工事自体の施工不良もさることながら、設計条件の設定や流量の算定等において多くの誤謬が生じていたことにより引き起こされた、たび重なる冠水被害が挙げられますのは、皆様御存じのとおりであります。

市といたしましては、過去からの負の遺産とでも言うべき問題だらけのインフラ整備、特に雨水排水に対する抜本的な問題解決に向けた取り組みを五、六年前から開始し、関連事業を進めております。種々の弊害をもたらす過去の開発における問題の総ざらいということで、優先順位を考慮しつつ各種事業を進めてまいりましたが、ようやくトンネルの向こうに光が見えてきている状況に至っていると認識いたしている次第であります。

議員がお尋ねの、町なかの市道整備につきましては、雨水排水施設と市道整備をセットで実施していく流れの中で、雨水排水施設は最下流域側から上流側へ、また水路の規模につきましては、雨水幹線、支線、枝線と順次進めている状況でありまして、この流れに市道の整備も連動してまいりますため、おのずと市道も幹線道路の整備が先行することとなり、町なかの市道

の整備がおくれがちになっています。

しかし、深刻な問題が発生しておりました、みどり野、東みどり野団地における市道に関しましては、問題先送りになるような基本的な整備の流れをただ待つのではなく、排水系統の途中に狩野調整池機能を持つ施設を設置するなどの工夫を凝らして、早期の問題解決を図っております。両地域の冠水被害につきましましては、大きく現状が改善されておりますとともに、雨水幹線の整備も牛久駅の周辺まで完了してきており、新たな宅地開発も行われるなど東側地域における計画的なインフラ整備に関して、その効果を含めて着実な進捗が図られております。

また、西側地域におきましましては、現在、市道23号線等の主要幹線道路の整備と並行して、調整池及び幹線となる雨水管等の整備による雨水流末の確保に力を入れているところでございます。これらの雨水排水施設の整備の進捗に伴い、既存市街地における町なかの市道整備も順次、着手可能となる見込みでございます。

今後の市を挙げての道路整備につきましましては、雨水排水施設整備と連動しつつ、負の遺産を完全に払拭して、安全・快適な生活空間の創造・提供のみならず、市の継続的な発展につながるよう、将来の宅地供給を視野に入れた町並み整備、町のリフォームにつながっていくインフラとしての道路整備を実施してまいりたいと考えております。

この市道整備につきましましては、東側の地域におきましましては、駅前の西口の広場整備と連動している西側地域全体の整備でございますので、田中議員におかれましてはこの市道整備についての要を得た質問に感謝を申し上げ答弁を終わりにしたいと思います。

○議長（山越 守君） 建設部次長山岡康秀君。

○建設部次長兼施設整備課長（山岡康秀君） 続きまして、1番の都市計画マスタープラン2011の進捗状況についてお答えいたします。

都市計画マスタープランは、都市計画法に位置づけられたまちづくりの方針を示すもので、計画の実施に当たっては各施策を所管する部署において、具体的な実効プランである実施計画によって進められております。したがって、各所管部署において実施する事業については個別に進捗管理を行うものの、全体の方針である都市計画マスタープランそのものを一くりにした具体的進捗管理や公表は行っておりません。

個別の状況といたしまして、建設部における実行済み事業の周知・広報及び地域別の実現方策についての取り組み状況について御説明いたします。

まず、市民の理解を得るための周知状況としまして、折り込みチラシ「うしくNEWS」の平成25年11月1日号におきまして、牛久駅の西側地域のまちづくりと調整池の整備による雨水対策事業についての広報をいたしておりました。

都市計画マスタープランに基づく地域別の実現方策としては、現在、牛久市西側地区整備基

本計画の策定を進めているところであり、グリーンロード構想に基づく中心市街地と各地域生活圏の特性に配慮しながら、当該基本計画に基づく牛久第二小学校周辺地区のまちづくりの実施計画の策定や、民間まちづくり会社の事業などを通して、地域の実情に合ったまちづくりを進めてまいります。

都市計画マスタープランにおけるまちづくりの柱の一つであります「まちの活力づくり」に向けては、牛久駅東口駅前広場の再整備に着手しております。この再整備により、牛久市の玄関口である牛久駅を中心とした市街地のにぎわいづくりによる「まちのリフォーム」を進め、広域的に牛久市の魅力を発信する拠点として牛久駅が生まれ変わります。

また、暮らしやすい生活圏づくりに向けた地域コミュニティの再生を図るため、既存の公園の整理・統合を含めた再整備の検討を実施しております。今後、各計画の策定の節目において、折り込みチラシ「うしくNEWS」や牛久市のホームページなどの広報媒体により、広く市民の皆様への周知を適宜実施してまいりたいと存じております。

○議長（山越 守君） 環境経済部次長八島 敏君。

○環境経済部次長（八島 敏君） 最後に、県南地域の観光都市としての計画的な整備についての御質問にお答えいたします。

牛久沼の整備につきましては、牛久市のほか龍ヶ崎市など周辺4市及び茨城県が共同で、平成3年度に牛久沼水際線地域計画を策定し、さらにこの計画の具体化のために平成7年度に牛久沼水際線地域計画研究会を設置しております。しかし、県や各市の財政事情などで計画が鈍化しており、温度差があることは、平成24年第4回定例会と平成25年第2回定例会の田中議員の御質問にお答えしたとおりでございます。

その後の各市の動向ですが、龍ヶ崎市では平成17年度に県と共同で整備した牛久沼水辺公園に続き、平成26年度からの2年間で水辺公園近くに休憩ポイントを整備するとともに、JR佐貫駅からの案内看板の設置を計画しております。

一方で、つくば市と取手市、つくばみらい市におきましては、沿岸のサイクリングロードや遊歩道、案内看板の設置などの整備計画はあるものの、それらの事業は各市の優先順位の上位にはないのが現状でございます。

そのような中で、牛久市は他市に先行して観光アヤマ園の拡充やトイレの改築、散策路「牛久沼かっぱの小径」の整備、観光案内看板の設置など水際線地域計画に準じた事業を着実に完了してまいりました。さらに、散策路の除草作業などの維持管理を地元の城中行政区環境整備協議会と協働で行うなど、城中地区を初め市内外の方々に愛され、気持ちよく利用していただけるよう努めているところです。

その結果、散策路が牛久健康ウォークのコースとして活用されたり、県観光物産協会の県内

周遊促進キャラバン「旅のカフェ」の開催、茨城県ノルディックウォーク委員会によるウォーキングコースとしての定期的な利用など、散策路を中心に牛久沼周辺の利用が広がり始めております。昨年12月11日には、観光アヤマ園駐車場にてNHK「ここはふるさと旅するラジオ」の公開放送が実施され、牛久市民を初め多くの方々が見守る中、全国放送でアヤマ園や散策路の紹介をすることができました。

さらに、散策路沿いには平成24年度に「牛久さくらの会」によって桜の植樹が行われており、近い将来、桜の名所としてさらに多くの方が訪れることも期待できると考えております。

また、沿岸他市においても、牛久沼の沿道については龍ヶ崎市がJR東日本と共催の「駅からハイキング」のコースとしたり、つくば市が毎月行っている「つくばウォークの日」のコースとするなど、ウォーキングを中心とした活用が図られております。

今後も、県や沿岸他市の動向を注視し、牛久沼を貴重な観光資源として、より多くの方々に親しんでいただけるよう関係団体や龍ヶ崎市などと連携して活用を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は14時35分といたします。

午後2時18分休憩

---

午後2時35分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、12番須藤京子君。

〔12番須藤京子君登壇〕

○12番（須藤京子君） 皆様、改めましてこんにちは。

本日最後の一般質問となります。お疲れのところ恐縮ですが、最後まで気を抜くことなく一般質問をしてみたいと思いますので、皆様の御協力をよろしく願いいたします。市長から力強いお言葉いただきましたので、私のほうも負けずに頑張ってやっていきたいと思います。

まず最初は、平成26年度予算についての質問です。

26年度予算は、消費税率引き上げの影響を受け、歳入では地方消費税交付金の増加とともに低所得者や子育て世帯への臨時措置としての臨時福祉給付金などが給付され、予算総額が膨らんでいます。歳出では、ひたち野地区における児童生徒の急激な増加に伴い、小中学校校舎の増築を行うなど教育予算が大きく伸びています。予算は、その年度年度で市の行政課題や国の政策などにより編成が変わってきます。そこで、次の点について質問をいたします。

まず、平成26年度予算全体について、どの点に苦慮したのか予算の特徴についてお示しく

ださい。

また、人口減少時代にどう自治体間の競争を勝ち抜くのが大きな課題となっていますが、そのための効果的な施策とは何かお聞かせください。しかも、競争に勝ち抜くために身の丈以上の施策を打ち出し、将来にわたって財政不安を増長させては、真の意味で自治体間競争を勝ち抜くとは言えません。しっかりとした財政基盤の上に市政運営を行わなければなりません。魅力あるまちづくりと財政の安定化のバランスをどうとっていくのか、昨日も同僚議員が市債管理について質問されていましたが、改めて未来の子供たちに過大な負担を強いることのないような市債発行の具体的取り組みについてお聞かせください。

続いて、土木費の25年度繰越事業及び26年度事業の執行態勢、資材、労務費等経費高騰への対応についてであります。25年度の事業の推進状況を見てみると、土木費の事業のおくれが気になります。25年度は、24年度に発足した安倍政権の打ち出した緊急経済対策による大型補正予算とそれに続く25年度予算で、公共事業の予算枠が大幅に増大しました。牛久市でも積極的に活用し、建設事業が前倒して計画されました。しかしそれは、未契約での繰り越し事業が増大する結果を生みました。そこで、25年度の繰り越し事業に対する26年度の対応についてお聞きします。また、この間全国的に建築資材や労務費の高騰でコストが増大し、入札が不調に終わるなど深刻な事態が広がっていると言えます。消費税率の引き上げによる経費の増大も気になるところです。資材、労務費等経費高騰の影響、消費税率の引き上げへの対応についてお聞きします。

次は、繰出金についてであります。一般会計に占める繰出金の額は、ここ数年を見てもそれほど大きな変化はないように思いますが、今後どう見通しているのでしょうか。特に、国保特別会計への赤字補填をどう考えるかということであります。市民の税に対する負担感は、消費税率の引き上げでますます増していくものと思われれます。保険料見直しに際し、どうバランスをとっていくのかは、市長の政治判断とも言えると思います。繰出金に対する考え方をお聞きします。

最後に、ひたち野地区の中学校建設についてであります。昨日の同僚議員の一般質問にもありましたが、市は中学校建設は行わないとしています。しかしながら、中学校の新設に対する要望も根強いのも御存じのとおりであります。現在、企業の撤退後の跡地の活用策に関する話が出ていますが、中学校建設が可能ではないかと思われます。26年度では、下根中を大規模改造、増築する予算が見込まれていますが、新築と増築での総事業費の違いはどのくらいとなるのか。新築の場合、他の公共事業への影響をどう予測するのか。ひたち野地区の中学校建設に対する考え方を改めてお聞きする次第であります。

次に、2番目の質問です。情報共有日本一と庁議の公開について、質問を行います。

1つ目は、市長公約である「情報共有日本一」と執行部・議会の情報共有度についてであります。市長は、初当選以来、終始情報共有日本一を公約に掲げています。これまで私は、さまざまな角度から情報共有日本一に関する質問をしてまいりました。市が持つ情報、市が発信する情報、それらは市政運営の重要なファクターです。そして、それらをどのように共有するかは市の市政そのものと言って過言ではないと思います。市長がそれを公約に掲げられたことは評価に値するものと思っております。そこで、市長は公約である情報共有日本一を実現するに当たって、具体的にはどういう点に留意し実践して来られたのかお聞きします。

また、議会・議員との関係ではどういうものをどういう形で共有すべきと考えているのか。また、現状についてはどう捉えているのかという点もあわせて御答弁ください。

現在の状況を議員の率直な意見として述べさせていただければ、共有できているとは言いがたい状況にあると考えております。市長は、月1回報道機関を集めて定例記者会見を開いています。そこでは、今後の市の取り組みなどを発表され、新聞がそれを報道しています。この流れに異を唱えるものではありません。しかしながら、その余波が議員に返ってくることを、議員も経験されている市長なら御存じのことと思います。市民から報道されていた内容についての質問が、私など議員のところにも来ます。新聞で初めて情報に接する議員には答えられようもありません。こうした状況は、多くの自治体でも同様な傾向にあるようです。そこで、これを解消するために、つくば市では庁議に付された議事内容を議員全員に情報提供しているということです。牛久市でもこうした取り組みをすべきと考えますが、市の見解をお聞きします。

次に、庁議の公開と庁議記録の公表についてであります。

これは、情報共有日本一をさらに進め、市政への透明性を一層高めていくため必要ではないかと考え質問する次第であります。

牛久市では、各課が起案するさまざまな事業について協議決定する場として庁議や朝の会が開かれています。その庁議と朝の会との関係性はどのようなものなのでしょうか。庁議については、訓令で定められています。訓令によれば、庁議は市政各部門の基本的方針を総合的視野から策定し、その推進に当たって相互の連絡調整を行い、市政の適正かつ能率的執行を図るために設置するとあります。一方、朝の会は、現在週3回庁議室で開かれているそうです。この朝の会は、庁議と同等とみなしてよいのでしょうか。朝の会については、平成19年マッセO SAKAでの事例発表、牛久市評価制度と運用についての中で言及されています。そのときの資料によれば、朝の会は庁議メンバーによる打ち合わせと市長決裁と記されています。情報公開に当たって、その違いを明確にする意味で、庁議、朝の会の位置づけを確認したいと思います。

次に、庁議の公開についてであります。



庁議の公開は、まだまだ少数ではありますが、取り組みが始まっています。新座市では、庁議の開催予定を公表、原則公開とし傍聴できるようになっています。西宮市では、インターネットを使って庁議の一端を映像配信しています。庁議の公開に当たっては、政策形成過程を明らかにするという点で懸念するところもあるかと思われませんが、審議の過程を公開することで市民の信頼度が増すものと考えられます。また、庁議記録の公表は、会議そのものの公開ではないため、現在全国各地で進められています。公表されている内容も審議内容に踏み込んで公表している自治体もあります。多くは、議事要旨、付議事案の公表ではありますが、今何を市が取り組んでいるのか、どういう方向性で市政が運営されようとしているのかを知ることができる貴重な情報ということになります。近隣自治体でも、つくば市や龍ヶ崎市でも公表しております。今後の市政運営の中で検討すべき課題ではないかと考え、庁議の公開と記録の公表について市の見解をお聞きいたします。

最後に、防犯灯と一戸一灯運動、あるいは一門一灯運動と言われておりますが、この運動について質問いたします。

まずは、行政区防犯灯を市の一括管理切りかえにした背景とLED化計画についてであります。

26年度予算では、防犯灯の維持管理に当たって、これまで行政区が設置管理してきたものを全面的に市に移管させ、全ての防犯灯をLEDに切りかえていくとの方針が打ち出されています。これは、どのような背景のもとに決定されたものでしょうか。

また、既存の防犯灯の移管手続の進捗と、新管理体制、市内全域のLED化計画のスケジュール・概要についてお聞かせください。

さらに、これから新しく設置する場合について、設置箇所に関する地域からの要望はどうなるのか。限られた予算の中で、どう調整していくのか。優先度はどういう点が考慮されるのか。以上についても御答弁をいただきたいと存じます。

次に、地域住民と連携した一戸一灯運動についてであります。

一戸一灯運動あるいは一門一灯運動というのは、各家庭の門灯を朝までつけたままにするというものであります。一晩中明かりをつけたままにするというだけの運動というにはおこがましいぐらい簡単なものであります。しかしながら、公共の役割としての防犯灯と市民の協力による門灯の点灯で、地域全体を明るく照らすことによって犯罪の抑止力につなげるというものであります。現在、福井県、福島県、神奈川県、平塚市や大磯町、宇都宮市や長岡京市、加古川市など全国各地の自治体で、地域住民の協力を得て推進されています。電気料金については、福島県の防犯協会が調べたところでは、20ワットの白熱灯を1日10時間点灯した場合、1カ月30日間点灯しても100ぐらいの値段であるということでもあります。牛久市でも、街灯

防犯灯の整備とともに市民の協力による一戸一灯運動を展開してはどうかと思いますが、市の見解をお聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 須藤議員の御質問にお答えしますが、この一般質問の機会、与えられた時間、目いっぱい充実した議論をしたいと思っております。

まず、平成26年度の一般会計予算につきましてお答えしたいと思います。

まず、平成26年度一般会計予算でございますが、235億5,000万円となり、中根小増築など教育環境整備に力点を置いて、消費税率引き上げに対応した堅実予算を編成したと考えております。まず、堅実予算ということにつきましては、消費税率の改正に伴う歳出経費増加分約4億円と国が実施する臨時給付金事業の3億円を合わせ、約7億円が消費税率改正に伴う予算の増額分でございますが、前年度比約8億円の増加から差し引き1億円が実質的な予算増額額となっており、前年度と比べてほぼ同額の予算ということができると考えております。

これを決算ベースで、現会計で見ていただくとそれがはっきりわかるんですね。今現在の補正も上がっていますが、一般会計においても総予算で247億くらいですか、になっているわけで、当初予算の8億円増加で235億ですから228億ですか、程度のと比べれば現会計というのは20億近くふえているわけですよ。その当初予算と比べて、実質1億円ぐらいいしかふえていないということですから、とんでもなく絞った予算なんです。25年度の実際の会計と比べれば、ですから、当初予算だけの形式上の議論じゃなくて、今の現計予算と比べていただければ、どれだけ絞った予算かというのは御理解いただけるというふうに私は、須藤議員は理解していただける議員だろうと思うんですが、そういう意味で、堅実予算という言い方をまずしているわけでありまして。

次に、教育環境整備に重点を置いているという点でございますが、まさしくそのとおりで中根小、ひたち野うしく小、下根中の3校の校舎増築事業というものに対して、教育費に全体の16%、約38億1,000万円を予算化しておる。また、教育費以外でも、これまで牛久市が継続的に取り組んできた民間保育園の建設補助、それからそれに伴う本当は運営補助金の増額でございます。そのほかに、市道23号線の整備、それから牛久駅東口整備等に加えて新たに神谷小の通学路の市道9号線の交差点整備など、市の継続性を考えた場合に必要不可欠な事業を予算化しております。今後につきましても、事業の手法や費用の検討は十分に重ね、無駄のない執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域間競争を勝ち抜くための効果的な施策につきまして、言いかえますと、町の継続

性の確保でございまして、このために若い世代の人口増加と女性の社会進出につながる施策、そして市税の確保が必要であるというふうに考えております。

これまで、子育て・教育日本一を掲げ、さまざまな子育て支援事業というものを展開してまいりました。保育園や児童クラブを整備することで、子供を持つ親が働きに出られる環境を整備し、子供たちが安心して学校生活を送ることができる教育環境の整備、さらには歩道やガードパイプの設置と通学路の安全対策も行ってまいりました。また、医療福祉費支給制度の拡充、予防接種に対する手厚い助成、子供を持つ親にとって牛久は住みやすいと感じていただけるような施策に力を入れてまいりました。その結果として、牛久市は常磐線沿線で唯一人口がふえ続け、それもゼロ歳から39歳までの絶対人口がふえているわけでありますが、それに加えて子供の数を見ても少子化に歯どめがかかったと言えるところまでできています。ですから、今までの施策というのは間違いないんだということです。全国1,800近い地方自治体の中にあつて、幾つでもない少子化に歯どめのかかった町になってきたということです。これが現実の政策の結果であります。

これまで牛久市が取り組んできた施策が、2月に開催された「うしく男・女フォーラム2014」で日本総研の主任研究員である藻谷浩介先生が講演された中で使われた人口予測データに基づく問題分析・問題解決策と一致していることから、まさに時代の潮流に合った対応策をしてきたというふうに考えているわけであります。

今後は、これまで取り組んできた子育て・教育施策を中心に、市民ニーズを的確に把握しながら、よりスピーディーに質の高い施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、「未来の子供たちに過大な負担を強いることのないような市債発行の具体的取り組み」ということですが、これはもう何回も何回も繰り返しこの場で答弁していることですが、須藤議員はわかった上で再質問に近い質問をしていらっしゃるだろうと、聞いていて納得した上でまた質問しているんだろうというふうに御推察申し上げてあえて答弁します。あえて。かねてから申し上げますとおり、牛久市では一般会計と下水道事業特別会計合わせて、総額での市債管理を行い、平成21年度以降の5年間で約10億円の市債残高の削減を進めてまいりましたが、これは毎年度の借入額を元金償還額以下に抑えるという取り組みを継続してきた結果によるものでありまして、具体的取り組みというのはこのことで何十回もここで言っています、いろんな場で。それを理解していただけないとしたら、ちょっと何を聞いているのかなというふうに、ここで逆に質問をしたいと思っています。平成26年度におきましても、引き続き減少させることに取り組みまして、今後も住民生活に必要な投資はしっかりと行いながら、市債残高の抑制に積極的に取り組んでまいります。

次に、土木費の平成25年度繰越事業につきましての御質問でございますが、市道23号線

整備事業や東みどり野地区の雨水管整備事業などを含めまして、一般会計及び下水道事業特別会計と合わせて26事業を予定しております。

平成26年度の土木費につきましては、平成24年度の大型補正により、事業を一部前倒ししたため、当初予算計上額としては減少しておりますが、平成25年度繰越事業と合わせると例年と同等の事業を行うこととなります。また、経費の高騰についてですけれども、資材・労務費等につきましては、これまでも年度途中であっても適宜見直しがなされるものであり、当初予算においてその都度対応をしておりますので、平成26年度の経費増加は消費税の増加分3%を計上しております。また、平成25年度繰越予算につきましては、設計内容の再精査を行い対応したいと考えております。

これはですね、簡単に申しますと24年度末でのアベノミクスと言われる超大型補正があって、それでもって事業費で20億円を超える事業をその大型補正に充てたわけであります。そのことによって、通常の補助金額を上回る5億5,000万近い上乗せ補助を24年度の大型補正では受けたわけであります。それは、いわゆる基金を一旦取り崩して、25年度に入ってきたということで、小松崎議員が基金残高が減っちゃってどうじゃねえかってなことを言っていましたけれども、そんなのはわかりきっている話で、入ってくる話でございますので、要は5億5,000万通常の事業をやったときに、来ない、プラスアルファで来ない補助額を、5億5,000万国から余分にもらったの。ですから、岡田小学校の体育館を26年度に計画していたんですけれども、プラス何千万も、4,000万、5,000万近い別途の補助を得て安くできたし、今の駅前の発注しております駅の東口の広場の整備にしたところで15%近い、総事業費の15%ぐらいしか牛久市は負担していないわけですよ。そうやって負担を減らしてやってきて、その結果として例えば26年度に繰り越す事業が10億あったとしても、その3%ですから幾らでしょうか。3,000万円ですよ、消費税の負担分あったとして。5億5,000万もらって3,000万円出して、5億2,000万プラスで何が悪いんだ。こうなるわけですよ。これが経営です。牛久市の財源を、5億2,000万からの財源を浮かして、国からですね、県はほとんどありませんから、それだけ自前の負担をより軽減して事業を前倒しで進捗させた。これはいわゆる形式主義の、単年度主義の会計の中では継続的な事業をするための当たり前のやり方だということは、何回も何回もここで言っているんです。単年度主義でなんかやっていたらもたない。継続でやっているんだと。ですから、常に予算というものについては、継続性の中でどうやって担保して事業というものをやっているのか、どういふふう財源措置をしているのかということ、須藤議員にはよくよくもっと勉強して突っ込んでいただきたいと思っております。私どもとすれば、この24年度の末で行われた大型補正によって、26年度までの事業において5億2,000万円近い事業の補助金というものを、国

庫支出金として余分にいただく最大のチャンスを生かしたというだけでございます。それが悪いのかということになりますね。

次ですね、執行体制についてでございますけれども、土木事業において、設計から発注、施工中の管理に至るまで専門的な知識を必要とするため、既に専門的知識を有した経験者を職員として採用し、公共工事の適正化を図っておりますが、平成26年度も新たに土木専門職の採用を予定しており、さらなる人材の増強を図り、予算の適正執行に向けた体制を整えてまいり所存であります。

次に、繰出金についての考え方についてでありますけれども、一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰出金が、平成24年度決算におきまして約5億9,000万円を繰り出し、そのうち赤字補填分は2億6,400万円であります。平成25年度におきましては、約6億1,000万円の繰り出しのうち、赤字補填分は2億6,200万円を見込んでおります。

国民健康保険制度につきましては、少子高齢化の影響により財政が逼迫し、現在国において国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議が開始され、国保の保険者・運営等のあり方に関して、財政運営の責任を都道府県が行うことを基本に検討が進められているところであります。牛久市といたしましては、国民健康保険事業を安定して運営していくために、これらの国の動向に注視しながら国民健康保険事業の保険者として、特定健診や訪問指導などによる病気の予防や医療費の適正化を進め、赤字補填繰出金の削減を図ってまいりたいと考えております。

次に、ひたち野地区の中学校建設に関する考え方につきましては、これは何回もまた答弁しておりますけれども、ひたち野うしく小学校、中根小学校の児童数増加により、下根中学校の生徒数の大幅な増加が予想されます。しかし、この増加は宅地造成により児童数が増加した後、急激に児童数が減少した過去の向台小学校の例と同じく一時的な増加であるというふうに見込まれております。

また、学校施設の整備以外にも多くの公共事業があり、人口及び財政の両方を考慮し、ひたち野うしく地区の中学校建設については、学校建設用地の有無にかかわらず国の補助金を活用した校舎増築で対応する考えであります。

これにつきましては、東洋大において今の50周年事業で附属高校が1学年70人定員の私立付属中学校を、27年4月開校予定で今準備しています。そういうことも勘案していきますと、ますますその新築の新中学校の新設というのは考えられない、そのように思っているわけでありまして。

次に、増築した場合と新築した場合の総事業費の違いについてでございますが、現在のところ増築並びに既存の校舎の大規模改修については、約15億円の建設費を予定しております。

また、新築については、最近のひたち野うしく小学校の例を見ますと、温水プールの建設を除いて約40億円となっております。

大体基本的なところのお話は終わりました、次の情報共有日本一につきましての御質問にお答えしたいと思います。何か情報共有日本一と庁議の公開についてということでございますけれども、情報共有日本一につきましては、子育て・教育、そして健康、安全・安心、ボランティアと並んで牛久市がより住みやすい町となるように取り組んでいる5つの日本一の一つであります。

情報共有日本一のまちづくりということについては、市民にとって必要な情報を積極的に知らせてこなかったという旧体制の行政運営から脱却して、市が保有するさまざまな情報を、広報うしく、うしくニュース等の紙媒体だけでなく、インターネット、ラジオ、さらには新聞社への情報提供等さまざまな媒体を通して、積極的かつわかりやすく市民に伝え、さらに市の著作物については市民の皆さんが自由に行えるような条例改正を行い、一つ一つ改善に取り組んでいるところであります。基本的には牛久市の財政状況の実態がちゃんとした会計処理基準にのっとった財務諸表等の公表がなく、また作成もなく、財政実態が一般市民にわからない、そういう実態に対して私は市長になってから牛久市の財政の実態を透明に明確化して、そして一般の企業会計原則にのっとる決算書類と同じように損益計算書、貸借対照表、また流動性についてのさまざまな資料等を、上場企業が当たり前公表しているそういうものと同じ基準で公表することによって、牛久市の財政状況、また単年度、単年度の実態が、赤字運営しているのか黒字運営しているのか、そして財政全体が破綻状況にあるのか、そして手元の流動性がちゃんとあるのか、そういうところをちゃんと一般の常識でわかるように資料を整理して、そして開示するようにしてきた。そしてさまざまな市役所の事務事業の中の意思決定の事業の決裁規定を、非常にいいかげんなものを実態に即して、土地の取得から始まって全て直してきているんです。そういう中身を、須藤議員はちゃんと事務調査権でもってちゃんと調査して、どうなっているのかということを確認して市民に知らせる、私は義務があると思いますよ。それをしないで、事務調査をしないで、事実関係も調査しないで、その根拠のない報道なり議会報告しているというのはちょっと問題かなというふうに、私も問題発言になるかもしれませんが若干触れさせていただきたいと思います。

特にですね、議員御質問の議会との関係において、いろいろ先ほど質問等の中で定例記者会見のことを触れていましたけれども、あんなのは私が市長になる前からやっていることなんです。定期的に全部、毎月。別に特別なことをやっているわけじゃない。それが何が問題なのか。そのときになって知らなければなんていう、昔から議員の人らはみんな知っていましたよ。（「それは問題にしているから」の声あり）いや、問題にしているから答弁しているの。

議員が各担当課とかそこに行つて、ちゃんと聞けばわかることなの。それを、自分で開示してくれないとあって、言う必要ない、開示してくれつて言えば。今後、今答弁しますけど、ほとんどの資料は全部情報開示請求で一般市民でも全部見られる資料ばかりです。ここで言いますからね。

議員御質問の議会との関係につきましては、これまでも市では、全協あるいは個別テーマに沿った勉強会を行うなど、議会への報告も行つてきており、さらに議員の皆様は、それぞれが必要な事務調査をすることが可能であります。

そういった意味でも、情報共有日本一は市民の皆様がより住みやすい町となるため、市の情報を積極的に公表し理解してもらい、正しい情報を共有することで市政について市民の皆様と議論を交わしていくということを第一に考えているものであり、議会やそれを構成する議員も含めた全市民に対しての取り組みであります。

次に、庁議についてでありますけれども、庁議は市の経営層が一堂に会し、庁議訓令第3条に規定する市政の基本的方針や議会に提出する議案及び重要施策等について決定・承認をする。言うなれば、市の最高意思決定機関であります。週3回開催している朝の会と構成メンバーは同じではありますが、庁議は議会案件など市の方向性を決める施策、これは訓令等で決まっているんですね、その決まっている審議事項というものについて公にそこで決めているのが庁議であります。朝の会というのは、庁議や議会で決定承認された方針に基づいた、それぞれの施策の執行段階における手法の確認や庁内の各部の情報共有を行うものでありまして、2つの会議は決して同じものではありません。

大きな方向性を決定する庁議と、そして日常的な現実的な執行の決裁確認を行う朝の会、この2つの会議が相互に連携することで、より円滑な事業運営が可能になります。

最後に、庁議の公表及び審議の公開につきましては、全国的に取り組みが開始された段階であり、一部団体では庁議の審議結果の公表だけでなく、審議の公開に取り組んでいる自治体もあります。しかし、庁議の公開については、慎重に検討すべきであると考えております。庁議では、政策形成や事業遂行の途中段階の案件についても審議を行います。この途中の情報を公表することにより、例えば悪意を持った第三者が介入する等、事業執行に重大な問題が発生するといったことも懸念されます。そのため、庁議の公開については、慎重に検討すべきことであり、現段階での公開ということについては時期尚早であると考えております。

現在でも、庁議の審議の後、直ちにお知らせすべきものは「うしくニュース」等を活用し、わかりやすく周知をしているところであります。また、庁議や朝の会の議事録につきましては、牛久市情報公開条例に基づき公開請求がなされた場合には、速やかに公開を行っていることは須藤議員も十分に御理解のことだと思っております。いろんな小坂城址だ何だつていう問題でも全部、

生前生きていた大谷議員を含めですよ、遠藤議員も含めて開示請求に基づいて議事録の請求が行われ、堂々と開示されているわけでありまして何ら不透明なことはありません。今後の付議案件の一覧等の公表についても、事業遂行に支障を来たさない範囲での公表を検討してまいりたいと考えております。

あと、その防犯灯云々ということについてのこの質問についても、担当部長から答弁させますけれど、こういうことはもう区長さんを集めて説明会何回もやっているんです。区長さんに聞けばわかることだし、担当の課長のところへ行けばもっと詳しくわかります。こんなところで一般質問でやるべきことじゃないです、こんなの。はっきり言いますけれども、余計なこと言っておきます。議論をしたいから。議論をしたいと思っております。そういうことです。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 防犯灯に関する御質問にお答えいたします。

最初に、市と行政区の防犯灯をLED化、一括管理を実施する理由についてですが、まず大きな理由として、行政区の負担軽減により地域のコミュニティー活動をさらに活性化していただくことがあります。これまで防犯灯の設置及び管理は行政区に担当していただき、市からは補助金により御支援をする形をとっておりました。補助には、設置等補助と電気料補助の2種類があり、防犯灯の設置等補助金は設置費用の50%補助とし、電気料補助金については平成4年度の電気料の50%補助から、随時充実を図り、平成11年度は60%、平成18年度は70%、平成19年度は80%、平成23年度は90%と補助率を見直して行ってまいりました。加えて、今回のLED化を機に、平成26年度からは全額市の負担となります。

一連の見直しにより、平成24年度実績に基づく試算では、平成4年度の補助率と比べた場合で行政区全体での電気料で1年間約1,000万円、設置費で約360万円、合わせて約1,360万円の行政区の経費負担が軽減されることとなります。なお、これらのほかに行政区で全額御負担いただいていた電球交換費用についても必要がなくなり、その分も行政区の活動費に充てていただくことができるようになります。

さらに、行政区の活動支援のため、市民活動課においても行政区委託金から行政区運営費補助金に移行し、平成26年度より1行政区当たり15万円、全行政区で930万円を行政区の活動費として増額いたします。これらの経費は、これまでの市の行政改革の取り組みの結果生み出された財源で賄うことが可能となったもので、市ではこれらの見直しが行政区活動活性化につながるものと強く期待しているところであります。

さらには、補助金の申請手続が必要となくなることやLED化により電球切れがなくなることにより、従来の補助金申請事務や日常の防犯灯保守管理の負担も軽減されることとなります。



また、市でまとめてLED化することにより、低コストで短期間に全防犯灯のLED化が可能となり、LEDの節電性能による電気料削減と二酸化炭素排出量削減が図られ、交換費用の大半も電気料の削減分で賄われます。

次に、行政区から寄せられた意見の有無とその内容についてですが、今回の防犯灯LED化について全行政区長への説明を去る2月17日に開催いたしました。そこでは、「老朽化した防犯灯の支柱も交換してもらえるのか」や「LED化完了後の防犯灯位置図を行政区に配付してもらえるのか」などの御質問や、「LED化後も迅速な故障対応をお願いしたい」といった意見が出ました。これらの御質問については、支柱交換や位置図の配付について実施する旨の回答をいたしました。なお、この説明会においては、会議のまとめとして全区長から「防犯灯LED化による一括管理や行政区補助金の増額支給により行政区の運営資金が確保できることは大変よいことであるため、全面的に協力するのでぜひ進めてほしい」との御意見をいただいております。

そして、故障対応の仕方はどう変わるのかについてですが、これについては、LED化後は防犯灯の管理も市に一元化されますが、日常的な見回りやふぐあいの連絡については、引き続き各行政区の皆様をお願いしていきたいと考えております。今後も行政区と連携し、これまでと同様な保守体制を構築してまいりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

次に、LED化の進め方、予算の金額・内容についてですが、これにつきましては電気料の削減効果を最大限に得るため、平成26年度中に完了することとしており、現在の市の試算では蛍光灯防犯灯8,200基をLED化することにより全防犯灯でおよそ1,100万円の電気料削減が見込まれております。また、この事業については10年リースで賄う計画であります。年間事業費は現時点での試算でリース料や電気料を含めて3,470万円となっており、リース契約により現在かかっている防犯灯の修繕料や電気料を含めた維持管理費3,340万円とほぼ同額の予算で、単年度で全ての防犯灯がLED化されます。

なお、LED化後の新設要望への対応はどのようになるのかについては、説明会で「今後は各行政区からの設置要望に基づき新設箇所を決める」とことと「要望に当たっては従来の補助金による設置のときと同様の、十分精査された要望をお願いしたい」とことを説明しております。これらの要望を取りまとめ、行政区と協議の上、設置を進めてまいります。

次に、地域住民と連携した一戸一灯運動の展開についてであります。この運動は、御質問にもあったとおり「自分たちの町内は自分たちで守る」とことを合い言葉に、自分の家の門灯を朝まで点灯していただく草の根運動であります。

現在、神奈川県平塚市、栃木県宇都宮市などで取り組まれており、平塚市のホームページによると20ワットの門灯一灯を毎日10時間つけた場合の電気代は1カ月でコーヒー1杯分と

のことであります。

この運動の精神は、市の防災・防犯の基本でもあります「自助」にもつながっております。一方で、市民に経済的な負担を強制する側面もございますので、市からお願いするに当たっては、さらなる調査・研究が必要であると考えております。

今後の市の安全・安心対策には、市で行う防犯灯LED化に加え、一戸一灯運動に代表されるような市民の協力が必須であります。市では防犯灯LED化など、さまざまな対策の充実に努めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 12番須藤京子君。

○12番（須藤京子君） 再質問に移る前に、先ほどの市長の答弁の最後のところ、このLED化の問題、防犯灯に関してのこの私の一般質問が一般質問に値しない旨の発言をなさいました。その点の削除を求める、あるいはこれを削除されない場合については、議運を開いてこうした議員に対する質問への冒瀆と見えるような発言については問題にしていきたいと思っております。その点を議長にお願いをします。

○議長（山越 守君） 後刻か後日か議運を開きたいと思っております。後刻、議運を開きます。今期中、後刻ですね。繰り返します、今会期中に開いて対応を決定いたします。

12番須藤京子君。

○12番（須藤京子君） ただいまは市長に熱く語っていただきまして、私も恐怖で身が震える思いでありましたけれども、市長は市長のお立場で牛久市をどうしたい、私は議員の立場で少しでもよくなればという思いで質問しているということだけは信じて、市長に信じていただければというふうには思っております。

それでは、26年度予算についてでありますけれども、今土木に関してのことなども24年度からの取り組みの状況について丁寧に御説明いただき、私もその点は承知をしております。そうしたことから、1点ちょっとお伺いをしたいというふうに思っておるのが、今回予算の特徴として挙げていただいた、こういうふうに年度年度で行政の課題というのは変わってくると思うんですけれども、10月に牛久市の26年度予算に向けての予算編成方針というのが打ち出され、各課が予算要望をし、そしてそれが部でまとめられ調整を図り庁議に諮られると、こういう手順を踏んでいると思っておりますけれども、この予算編成の過程において新たに取り組む事業、それから大幅に拡充する事業などもあると同時に予算計上されないような事業もあるというようなことで、この辺の調整というのがどういうふうに図られたのかということについてを、それぞれの課の段階、部の段階、庁議での段階でお示しをいただければというふうに思います。

それで、先ほど地域間競争を勝ち抜くための施策ということで、まさにこれが功を奏してい

るから牛久市は人口が増加しているし、若年世代の定着等も図られているのだというようなことで、これは牛久市の全体的な事業運営がそういう方向性で市民の方々に評価されているということでは私も大変素晴らしいことだというふうに思っております。そこで、ですから相対的な事業評価として牛久市がどう進んでいるのかという方向の中では間違いがないのかもしれないのですけれども、それぞれの事業、先ほど予算編成の段階での精査の問題を挙げましたけれども、事業に対する評価ということがどのように行われているのかという点について、もう1点お伺いをいたします。

それから、情報共有と庁議の公開についてですけれども、市長が今まさにるおっしゃっておられたようなことについて、私は今特にこの中で担当の方にも申し上げたんですけれども、議員として市民の方からの質問に対して、よく定例記者会見が終わった後ですね、私は定例記者会見を行ってはずいということをお願いしているわけじゃなくて、定例記者会見が終わった後、新聞などに報道されて、そのことについて市民から質問を受けるわけですね。そのときに、私も新聞を読んで初めて、ああそうかそういうことになるのかなと、これはもう事務調査が足りんだと言われてしまえばもうそれでおしまいになってしまうわけですけれども、少なくとも定例記者会見を行うに当たるような説明事項について、なぜ議員に連絡ができないのかなということがわからないので、こういうことはできることだと思うんですね。もう定例記者会見で発表されるというようなこと、今議会に、次の議会にどういふものを上げますよというようなことは、新聞に報道できるということは、議員にも連絡できるだろうというふうに思うので、これがやれるのかやれないのか、これをお尋ねをしたいと思います。その庁議の公開というのはやっぱり市長おっしゃるように、なかなか難しい点があるだろうと。この点は、わかります。ですので、その公表されていいものと悪いものとできないものとあると思いますので、この公表できるものについて、議員には事務調査権があるからそれで調査しろというのでは、市長は三百何十人の部下がいて市長にきちんと事業説明しますが、私たちが各課を御用聞きのように回って何かありますかというふうに回って歩かなければわからないという状況では、私たちは秘書もいないわけで、一人一人歩いて回るわけしかないわけで、その段階において一斉配信できるものであれば一斉配信をしてくださいということをお願いしているものであって、これは市長が激怒されるようなものではないというふうに思いますので、その点についてをお尋ねいたします。

それから、防犯灯についてでありますけれども、これは市長のおっしゃるように担当課のほうに聞けばわかることだというふうにおっしゃられればそのとおりだと思います、私も。ただ、市民の方の中には、行政区の区長さんからこういう御説明を受けて、それを担当しているような方々にとってみれば、なかなかわかってこない、詳細にわかってこない、特に責任感があれ

ばあるほどこのLED化になるまでの期間は、じゃあ誰がどういうふうにするのか、その防犯灯の蛍光灯切れたのを交換していくのか、そのことからわからないわけですね。そういうことを踏まえて、そういう御意見をいただいた中から、議員としては具体的に説明を、それを市民に知らせるといふ方法をとることが適切というふうには私は考えたものですから質問をした次第であります。市長にそのように言われる筋合いはないというふうには思っております。

それから一戸一灯運動ですけれども、これは本当に全国各地で展開されている市民運動です。市民運動ですから行政がこれをやれというのは、なかなか言いづらい問題ではあると思いますが、やり方によって市民の皆様の御協力をいただくというふうなやり方で、全家庭がこれに協力しろということをお願いしているわけではなくて、御協力できる方は御協力してくださいませんかという投げかけをすることはできないかという提案をしているのであって、なぜこれが慎重審議を要さなければいけないのかなというふうには単純に考える次第ではありますが、その点に関する担当課の見解を再度お伺いしたいと思います。

以上で、時間がまだまだ大分余っておりますが、市長申しわけございません。より質問すると、それは最初のヒアリング以外の問題だというふうに言われてしまいますので、20分を残して甚だ残念ではありますが、一般質問を終了させていただきたいと思っております。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 須藤議員とは充実した一般質問の時間を共有したいという思いでいろいろ答弁を申し上げているわけでありまして。まず、予算編成等につきまして最近の今の状況を申し上げますと、26年度予算編成もそうなんですが、まず予算編成過程ですと課長会議でそれぞれの担当課の継続的な事業を含め、またその中で新規事業も含め各課で課長ベースで全部予算が練られてくる。それを今度は部長会議で、全体の総予算枠、金額の枠がございます、やっぱり市税やらさまざまな市の収入等を踏まえた中で一般財源をどこまで確保できるのか、あと市債等を含めどの程度まで借り入れできるのか、そういうものの総枠の中で部長会議において議論を重ね、部長同士で、副市長中心になって部長会議で、いわゆる自分たちの施策がより重要だというようなところで市全体の総合調整というものをしてくる、何回かの総合調整をしてくる、最終的に当初予算案というのができ上がってまいります。その過程において、今の現年度ではどこまでこうなっている、そして次年度の当初予算ベースではどこまで事業というものを織り込んできているけれども、この編成過程においてはどれだけの事業というものが今、外されているのか。ですから、今後財源が捻出できれば、これだけの事業をやりたいというものがもう予備軍で書かれているわけですね。そういう予算編成をやっているということなんです。

その中で、常にその過去の事業を早く進捗させなくちゃならないという問題と同時に、毎年

度の事業の中で新たな市民要望等がございますので、それに対応すべくどれのそういう市民要望というものの中でも全く全然関係ない要望というのはないわけで、既存の事業の派生したもので出てくるわけでございますので、そういう市民要望等についてもどうやって取り入れているかということも課長会議、部長会議において詰めていくということでございます。

そういう意味で、当初予算からは一応外れた事業も数多くございますので、25年度の事業が終わって、そして6月には25年度の大体の数字が固まってまいりまして、決算ベースでどのくらいの余剰金が出るかどうか、繰越金が出るのかも決まってまいります。そういうものを踏まえて、9月の定例議会には、新たな財源が捻出できればその中において、いわゆる当初予算から外れた事業等で緊急性のあるもの等については随時上げていこうということで準備をしているわけでございます。そういうふうに予算というのは、逆から言えば前年度の決算を踏まえて9月でまた補正していく、また場合によっては12月で補正していくというようなことで、常に事業というものは年度末でもって全部一旦終わりなっていくことはありっこないわけで、事業とか現実には継続しているわけでありましてね。継続しているものを予算の執行ベースでぶっちぎるとするのは、これはもうとんでもない愚行でございますので、それをいかに実態に合わせて予算を継続的な執行にもたせるか。いわゆる、今の安倍政権になってからの単年度の単年度予算主義を複数年度の政策執行に変えてきたという、国でもそういうふうに変えてきているわけでございますので、牛久市も今まで以上にその継続的な予算執行というものを、国のそういう補助金行政等にも取り入れながら対応しているということでございます。

あと、庁議につきましては、これはいわゆる庁議訓令第3条というのがありまして、その規定された項目について庁議を開いて決定するというところでございます。ですから、その中には先ほど申し上げたような、全部公開すると問題ある案件もございますので、それ等についてはさっき言った答弁でございます。

あと、定例記者会見でございますけれども、これについてはいわゆるある程度定例記者会見で発表すべく事例というのはいっぱいございます。今回の26年度の当初予算等についても、全員協議会での説明が終わった後、定例記者会見で公表するというようなことで、そのほか予算執行の中で予定されていた事業等についてのマスコミ報道をお願いするための情報提供というのがいっぱいあるわけでございますので、そういうものは別に定例記者会見で事前にわかっている範囲で議員さんらに、どういう項目について記者会見のときに資料提供を報道陣にしますよということは別に問題ないわけで、それは必要であればいつでもできる範囲内でやらせていただきたい。記者会見の間際まで協議案件という、公開といいますか、情報をお願いする要件がまとまらないときもありますけれども、わかっている範囲では幾らでも、教えてくれるのなら幾らでも教えられますので、それはぜひとも後で協議をお願いしたい。ただ、私の

その場でのさまざまな感想については、これはそのときのアドリブでございますので、そこまではどこまで何を言うかまではわかりませんので、それは御勘弁願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。答弁者に申し上げます。残時間が少なくなっておりますので、簡潔な答弁をお願い申し上げます。

○市民部長（坂野一夫君） わかりました。こちら草の根運動ということで先ほども答弁したとおりあります。ただ、調査・研究は必要だと思えます。役員会が今度開かれますので、こういうのがありますよというふうなのを提示したいと思えます。

以上です。

○議長（山越 守君） 本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後3時45分延会